

令和3年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年9月22日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

議事の経過

○議長（池田信博）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮 陽一）

平田議員の意思を継いで、トップバッターで質問をさせていただきます。

議会初日にも、議長よりご挨拶がございましたように、昨年からの新型コロナウイルス感染症への対策、そして昨年、本年と続いた豪雨による自然災害の対応等、コロナ感染、豪雨被害という大きな災害の中で、町長はじめ職員の皆さんには、町民の命と健康を守り、それが仕事とはいえ、昼夜に亘って大変だったという風に思います。

また、8月の豪雨による災害は昨年を上回る甚大な災害と伺っておりますが、まずは被災された町民の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。そして、直接の現場で対応された建設課・農林水産課の皆さんにも、昨年からの災害関連の工事もようやく発注が終わったと

いう中で、また今年の災害対策ということで大変だったと思いますが、“安全・安心なまちづくり”に向けて頑張っていたきたいと思ひますし、また保健福祉課の皆さんも、コロナ感染の収束が見えず、厚生労働省では「3回目接種」も検討していると、また専門家会議では「第6波もあるのではないか」と、こういう状況ではあります、引き続き頑張っていたきたいと、このように思ひます。

このような、私たちが経験したことのないコロナ禍において、「ウィズコロナ」と言ひますが、コロナとどのような「共存」をしていくかということでございます。

今、行政として何を最優先すべきかと考えた時に、私は、もちろん本町において人口減少対策、観光振興等々、重要課題が山積していることは、重々承知はしてあります。今は平常業務を中断してでも、まずは、新型コロナウイルス感染症への対策、そして災害で失ったインフラを立て直し、快適な生活環境を取り戻すこと、そのための財源を確保することではないかと私は思ひてあります。このような思ひで、改めて「行財政改革」、そして「防災・減災対策」について質問をさせていただきますと思ひます。

それでは、一点目の「行財政改革」について質問をさせていただきますが、本題に入る前に、若干、過去の一般質問を振り返ってみたいと思ひます。

これまでも多くの行政課題について「一般質問」をさせていただきました。町長から答弁をいただきましたが、いろいろ考えて見ますと、答弁から後退してきている事例もたくさんございました。

古くなりますが例えば、平成20年3月、隠岐汽船ターミナルビルの改修では、ターミナルビルを前出しして、隠岐の玄関口のにぎわいを取り戻そうと言った質問には、「島民の方々が利用することを考えると、今、禍根を残すような整備はあつてはならない。県当局に強く要請したい。」との答弁で、ターミナルビルの前出しには同じ考えでございました。また、地元住民で組織したワークショップでもターミナルビルの前出しを提案しており、隠岐の島町民の総意であつたと思ひますが、残念ながら島根県が財政事情を理由に、現在の建物を「耐震補強する」ということでターミナルビルの前出しは実現しませんでした。

このことは、私たち島民が将来にわたつて孫・ひ孫と、末代利用せざるを得ない施設として、禍根を残した整備だつたと未だに心残りであります。

また、行財政改革についても、合併当初から「民間で出来ることは民間で」という方針のもと、高齢者福祉施設や宿泊施設は売却・譲渡という計画がありながら、指定管理者制度の導入にとどまり、各施設の維持管理として、多額の改修費・補修費が必要となり、依然とし

て計画は進んでいないのも現状であります。

少し前段が長くなりましたが、このような経過を踏まえ本題に入ります。

本町の行財政改革は、平成16年の町村合併以降、第1次計画（平成17年度から平成21年度）そして第2次計画（平成22年度から26年度）、第3次計画（平成27年度から平成31年度）と15年間にわたり精力的に取り組み、指定管理者制度の導入などもありましたが、職員の賃金カット、早期退職を推進することによって、人件費総額を削減したことにより財政状況は大きく好転し、基金の造成ができたことは事実であります。未だに整理されていない課題も多く残されていることは、町長も十分承知のことと思います。

近年では、防災行政無線システムのデジタル化・役場庁舎建設・ジオパーク拠点整備・廃棄物処理場の大規模改修等々、大規模な事業が集中し、本町の財政状況は「中期財政計画」を見ても厳しい状況にあることは言うまでもありません。

過去には、「第4次の行財政改革」の必要性についての答弁では、「引き続き必要性がある。」と言いながら、「隠岐の島町総合振興計画」が令和2年3月末に終了したことにより、「第2次隠岐の島町総合振興計画」が策定され、行財政改革はその中で「財政の健全化に向けた取り組みを進めます。」と、わずか2ページしか盛り込まれておらず、本町の行財政改革に取り組む姿勢が見えてこないと感じている議員は、私だけではないと思います。

当時、所管の常任委員会でも「総合振興計画と行財政改革は別物だ。」とも申し上げてきましたが、既に決まったことですので、これ以上は申し上げません。

そこで、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の「財政の健全化に向けた取り組み」の中で、具体的な実施計画を示すべきと思うが、まず、町長はどのような行財政改革を目指しているのか、基本的な考えと施策について伺いたいと思います。

次に、平成29年9月議会、平成30年9月議会と2回にわたって「公共施設の譲渡・売却について」一般質問をさせていただきました。

平成29年9月議会では、一点目は高齢者福祉施設の譲渡・売却について、二点目は行政主導で設立した社会福祉法人の統合、この二点について質問いたしました。

町長答弁は、「高齢者福祉施設の譲渡・売却については、行財政改革の中で譲渡するという柱を立てているので積極的に進めたい。」、また、行政主導で設立した社会福祉法人の統合については、個人的にはそう思っているが、法人間でも協議しているようで、今後、積極的に中に入っていくよう努めたい。」と答弁されました。

さらに、平成30年9月議会でも、高齢者福祉施設と宿泊施設の民間への譲渡・売却につい

て質問しましたが、「高齢者福祉施設については担当課長が人事異動で替わったため、改めて指示をしました。」、また、宿泊施設については、「本来、民業圧迫をするのは本末転倒であり、重々承知している。しかし、本町の観光産業をどう守るか、町がある程度イニシアティブを持ち、主体的に関わることは重要だが協議・検討すべき課題である。」と、答弁されております。また再質問では、「しっかりと見定め、民間に譲渡出来るものは協議を進めたい。」との答弁をいただきましたが、高齢者福祉施設・宿泊施設のその後の協議はどうなっているのか伺いたいと思います。

そして、この「総合振興計画」、町の最上位計画であります。これに掲載をされている「施設の廃止・譲渡等に向けた取り組みの推進」については、具体的にどう進めるのか、併せて町長の考えを伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の分割質問一点目、「行財政改革」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「行財政改革の基本的な考えと具体的施策」についてであります。議員仰せのとおり、本町は、平成16年の町村合併以降、行財政計画に基づき、緊張感を持った財政運営を行った結果、財政指標は改善し、一定の基金の造成も出来たところでございます。

本年3月定例会の施政方針でも申し上げましたが、平成29年度以降、実施しております大規模事業や、地方創生を推進するための重点施策の取り組みは、今後の財政指標に若干の影響を与える見込みであります。財政健全化を常に視野に入れ、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化に取り組んでまいります。

また、自主財源の柱である町税等の収納率の向上につきましては、税負担の公平性を確保するために、引き続き財産差押え等の滞納整理に厳正に取り組んでまいります。

さらに、町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、施設の適正量の検討や長寿命化、及び不要な施設の廃止・譲渡に向けた取り組みを推進してまいります。

次に二点目の、「高齢者福祉施設・宿泊施設の民間への譲渡・売却のその後の協議状況」及び、三点目の「施設の廃止・譲渡等に向けた具体的な進め方」についてであります。まず、高齢者福祉施設につきましては「老人福祉法」、「介護保険法」に基づき、利用される方々に対して、安定したサービスの提供が行われることが重要であると認識をしているところであります。

このため、本町といたしましては「高齢者福祉検討会」の開催や、社会福祉法人等への個

別訪問などにより、事業運営上の課題等を把握し、それらの解決に向けた意見交換を行ってまいりました。

その結果の一つとして、福祉・介護職員処遇改善補助金や車両更新費の補助制度などの支援策を創設し実施しているところでございます。

また、これらの意見交換の中で、施設の譲渡につきましても、事業を営む社会福祉法人の方々にお願いをしてまいりましたところ、「認知症高齢者グループホームみのりの家」を運営する社会福祉法人高田会様との協議が整い、昨年6月定例会において、施設の無償譲渡について議決をいただいたところでございます。

しかしながら、その他の施設の譲渡につきましては、現在、本町はもとより、事業を営む社会福祉法人の方々にとって最優先課題となっております、新型コロナウイルス感染症への対応により、協議が滞っている状況にあります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、施設の譲渡につきましても、引き続き、社会福祉法人の方々と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、宿泊施設につきましては、民間への譲渡・売却についての具体的な協議等は、現在のところ行っておりません。議員ご承知のとおり、今なお収束の見えないコロナ禍にあって、昨年度より度重なる宿泊事業者支援を行い、事業者の方々の事業継続と雇用の維持を最優先に取り組んできたところであります。そんな中にありましても、昨年度1軒のホテルがリニューアルオープンし、また新規開業のホテルも1軒ございました。今後は、本町が所有します、6軒の宿泊施設につきましても、このような民間事業者の動向に注目しながら、行政がいっまで主体的に関わっていかなければならない施設であるか、民間が自助努力で運営している施設かどうかなど課題を整理した後、協議の時期を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

若干、再質問をさせていただきます。

コロナ禍の中で、なかなか協議ができなかったということは理解をするつもりでございますが、先ほども申し上げますように、この計画は町が立てた計画です。私個人が「売却を」というようなことではございません。町が作った最上位の計画の中で、それを粛々と進めていくことが大事ではないかと私は思います。

そして、この譲渡・売却につきましては、町長はどう思っているか分かりませんが、今年3月の「常任委員長報告」の中で申し上げました、「町長の任期内に決着をするように」と申

し上げたつもりでございます。我々議会でも、常任委員長が報告したということではなしに、議会の意見調整の中で議員の皆さんの「承認」を得て、議会の総意として報告をしているわけですので、言えば、議会から後押しをしてもらっていると思えば、もっともっと前向きに話ができるのではないかという風に思います。以前にも言いましたが、「母屋でお粥・離れですき焼き」ということではなしに、私ども自治体が平成16年に町村合併したのは、何で合併したのか、それは将来に向けて行政を続けて行くんだということでした。

民間の方も厳しいです。厳しければ小規模でやっていたはどうにもならん。やはりこれを大規模にする、これは「統合」でも言いましたが、大規模にしていく。そして町長も答弁がありましたように、「宿泊施設についても、本来、営利を求めるような施設は行政がするべきではない。そのことは承知はしている。」とっておりました。いろいろな感情は分かりますが、それを粛々と進めていかないと町の行政ももたないと思います。後で、防災の方でも出てきますが、目に見えないところにお金を使うということは、いろんな苦勞、心配があると思いますが、それがあつた意味では「将来的な投資であつた」と言われるはずでつ。そういう部分で、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思つたつ。

少し聞きたいのは、「譲渡に向けた取り組みは推進します。」ということですが、具体的にどのような形で進めていくかということが一点。

そして、残念ながら宿泊施設についての答弁は「協議をしますと言いつながら、全然行なつていません。」ということだつ。これを質問したのが、平成30年ですから、もう2年ぐらいつ経つてますね。その頃は、コロナも最初は大事だことがなかつたという事だつ。先ほどから繰り返して申し上げますが、隠岐の島町の「最上位計画」、その中で計画であります、我々、議会は応援団だつ。そういったことで粛々と理解を得ていただくように進めていただく、このことについて再度、町長の心構えをお伺いしたいと思つたつ。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

今後、施設の譲渡・廃止に向けてどのように取り組んでいくのか、ということだつ。議員仰せのとおり、町の優先計画として、行財政改革を行つていくうえでは、これはどうしてもやつていかなければならない、事業でなく項目だと認識してあります。ただ残念ながら、現在に至つて進んでいない。先ほど報告いたしました、「みのりの家」が1軒譲渡になつたということだつ。

どのように進めていくかというのは、先ほど申し上げましたが、法人の方々との意見交換

を進めております。まず、福祉施設ですが、この中で両者がお互い条件があつて「譲渡」しますという話をするんです。それは指定管理を受けている「福祉法人」を中心に話しをしておりますので、福祉法人の最も有利な条件、それも当然、町として組んでいく中で「譲渡しましょう」という話をするんですが、法人の方がなかなか。

皆さん、正直言って自分が所有するより、修繕等が公営施設であれば町がしなければならないというのは、これは避けて通れない部分がありますので、そういったものを含めた中で法人が運営、経営を考える中では、なかなかお話しに乗っていただけないというのが現状です。

ただ、だからと言って、この計画を取下げて止めるという考えはしておりませんので、粘り強く協議はしていきたいと思ひます。

先ほど議員おっしゃったように、議会の後押しがあつたと十分承知しておりますし、私がこういったことを言うのもおかしいのですが、我々も一生懸命やっております。どうか、議会の議員の皆様方も、こういった施設譲渡については、もう少しといただきますか。お力添えを具体的にお願ひをしたいというのが本音です。

そして、宿泊施設につきましては議員おっしゃるとおり、「以前に言ったじゃないか」というとそのとおりです。なかなかその段階で、宿泊施設、民間も含めて800というキャパを守っていくためにどうやっていくかという中では、公共施設を指定管理で維持していかなければどうしてもキャパの維持ができないということが優先事項であつた、その中では、なかなか各宿泊事業者の方々が、自分の所を経営をしていくことが精一杯だということも分かっておりますので、正直言って、そういった部分は避けていたのかなという点は反省しておりますが、先ほど答弁いたしましたように、民間の方々が改めてリニューアル、新築、本年からも1事業者が宿泊施設について建設計画をしている状況もございますので、早急には言ひませんが、公共の宿泊施設は維持はするのですが、そういった状況を見ながら、本当に課題があつて止めるべきなら止める、こういったことを慎重に検討してまいりたいと思ひております。進め方については、議員がお考えのような、迅速かつ適正かという点については、必ずしもそうではないという点は反省もしておりますし、ご理解をいただきたいと思ひます。

○14番（高宮陽一）

苦しい答弁だと思います。考え方は、お互い同じ考えはあるようですから、そのところはしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

もう一点だけ申し上げますと、私が心配するのは財政状況です。

「総合振興計画」の 88 ページを見てみますと、これを策定した時が、地方債の現在高が 230 億円でした。今年の決算の状況では 275 億円です。ここで約 40 億円ぐらい増えています。そうすると基金も 55 億円あったものが、令和 2 年度決算で 46 億 7,000 万円ということで、確かにコロナとか災害あったと思います。それに一生懸命対応してきたということで、一生懸命努力をしてきたことは承知はしております。

やはり、こういう状況も施設の方々に、法人の方々に理解をしていただく、ただ、感情的に「これはこうこうだけん、受けてごせ」とかではなしに、町の財政状況等を具体的に見せながら理解をしていただく。そのところは、ある意味では「町村合併」と一緒ですよ。そういうことをひとつ、さらに働きかけていただきたいと思います、いかがでしょう。

○番外（町長 池田 高世偉）

さらなる働きかけをする考えはないか、という点でございます。

「そのとおり」とか、言いようがない答弁しかならんもんでして、更なる働きかけはしていかなければならないと思っておりますし、議員仰せのとおり財政状況を十分理解していただくような努力もという部分は、今後、また課長とも共通認識という中で進めてまいりたいと思っておりますが、やはり、法人の方々の経営、運営の状況もありますし、いかに施設は無償といいながら、もしそういった無償になっても、今は経営の中では「譲渡」は難しいというようなご意見しか出てこない状況のなかでございます。

何度繰り返しても、言い訳になりますので、答弁といたしましては、議員仰せのとおり、町財政の状況も踏まえ、そういったこともお願いをしながら、今後も引き続き譲渡に向かって取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○14番（高宮 陽一）

それでは、次の質問に移ります。「防災・減災対策」についてです。

これもしつこいようでございますが、地方自治の原点は、「その地域に暮らす住民の生命と健康・財産を守ることが第一であり、暴風や豪雨に対応するための対策、それが防災・減災対策である。」との思いと、千葉県における災害の教訓として、令和元年 12 月議会で「一般質問」をさせていただきました。

冒頭でも申し上げましたが、本町では、昨年の豪雨による災害で本当に大変な状況でございます。そして心配していたように、大久地区・布施・中村・西村・伊後地区にかけて長時間にわたり停電となりました、今までこういった長時間の停電は、我々も経験はしておりません。そして、多くの町民の皆さんが、この暑い中、エアコン・冷蔵庫等も使えず、またい

ろいろ連絡をとる手段としての携帯電話の充電もできなくなった。支所に行っても、非常電源がその時にはなかった。聞いてみますと若干時間差があったようです。そういうことも現実ございました。

今回も改めて質問させていただきますが、本町における防災対策については、町長が施政方針でも述べられているように、危機管理体制の充実強化を図るため、情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化を推進し、インフラ整備面では、災害時における避難道路整備、上下水道の整備などに取り組み、安全・安心で快適なまちづくりに努力するとあります。

今回、「災害」について多くの議員が質問をしておりますが、「災害」と言いますと、どうしても災害が発生した後の対応をどうするのかと、被害を最小限にとどめるための避難行動などを考えがちであります。近年の災害は、自然災害想定外というような大規模な災害も発生しており、避難場所は本当に安全なのか、コロナ禍によるそういった避難場所はどうか、とそういったことから「地域防災計画」の見直しも必要ではないかとも申し上げました。更に、近年は電化生活も普及してきており、千葉県における災害の教訓として、まず、ライフラインを確保することであり、そのひとつである「電力の確保」が重要だと申し上げました。

鉄塔や電柱が倒れたということで、停電が発生したということであれば、どうしようもございませんが、電柱・電話線等は、そのほとんどが道路沿いにあるわけであり、そしてその周りには木々が生い茂り、今にも電線・電話線を切断しそうな個所が多々見られる。その状況の写真も添付させていただきました。

これらの維持管理は、当然、関係機関(中電・NTT など)が行っていると思いますが、やはり事前に電線・電話線が切断されないための対応、木を伐採しておくことが「防災」であり、そういったことから、明日からでも今日からでもできるのではないかと、このような簡単な質問をさせていただいたと思っています。

道路沿いの土地所有者・関係機関と協議し、全町的な調査を行い、立木を伐採しておくことが重要と、さらに伐採のための予算の増額も含めて、町長の積極的な答弁を期待する。という質問だったと思います。

町長答弁は、「年3回実施している道路パトロールの際に、影響があると思われる立木は関係機関と対応したい。」との答弁でしたが、再質問では、「調査をする必要性はある。今後、計画的に実施していく上で調査の方も検討する。」との答弁でした。

先ほどの答弁にありましたように、令和元年12月以降は、新型コロナウイルス感染症対策

で大変だったという風に思いますが、どのような調査・検討をしてきたのか伺いたいと思います。併せて、各支所・避難所等への非常電源の配備をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、本町の過去の防災対策については、「“自助・共助のできるまち”を目指し、地域防災力の中核となる消防団の充実と消防力の強化、自治会組織、関係機関との連携を深めながら、防災意識の高揚や自主防災力の充実強化に向けた支援策などを実施してまいります。」との記載がされたことがありました。

今回、私が言いたいことは、町が「自助・共助」を求めるというのはちょっと立場が違う。まず、行政は「公助」であるということが必要ではないかと思います。

本年9月の町報でも、「災害への備えはしっかりと！」と、「①災害に備えて日用品を備蓄しましょう。②早めに避難行動を開始しましょう。③避難方法と避難場所の確認をしましょう。④家族との連絡方法を確認しましょう。⑤情報収集を積極的に行いましょう。」等、どうぞ、あなた方、頑張ってくださいよということをお願いしているわけです。まあ、これはこれで良いでしょう。でも、その前に行政がやることを、まず「災害」が起こるリスクを取り除く、そういったことが必要ではないかと私は思います。

そういう意味では、砂防ダムの整備や防災対策の支援、防災無線で情報提供する等、努力していることは分かっております、しかしそこには、リスクを最大限に取り除く、被害を最小限にとどめるという思いが必要ではないかと思います。多分、職員の皆さんも全体的にそうかと思いますが、「自助・共助・公助」という言葉は普段何となく使っています。

私どもが「自助・共助・公助」と言うと分かりますが、まず自分が頑張って、自分ができないことは近所の方、集落の方に協力して頑張る、それでもどうしてもならない時は「公」にお願いする。私ども住民がそう言うなら理解もできます。

しかし、公の方からは、まずは「公助」をやって、その中で出来ないところは地域でそれぞれ頑張ってほしい。ということが行政の姿勢として大事ではないかという風に思っております。我々も隠岐の島町が定めたいろんなルールの中で生活をしているわけですから、まず、行政の立場は、「自助・共助・公助」ではなく、まずは「公助」であるべきであり、次に「共助・自助」であると思うが、そのような認識について、町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の分割質問二点目、「防災・減災対策」についてのご質問にお答えしま

す。

まず一点目の、「道路沿いの電線・電話線周辺の立木伐採するための調査・検討状況」についてであります。電線・電話線周辺の立木伐採につきましては、安全上その管理者による伐採となりますので、先日、電力会社への管理状況を確認いたしました。

それによりますと、町内にあります電柱と電柱の間の径間数は3,300か所あり、そのうち年間650径間の点検・伐倒作業を行い、5か年計画で全ての径間数を点検していく予定と伺っております。

電線等の支障に限らず、交通安全上支障のあると思われる立木につきましては、町として、昨年度は5か所の伐採業務を発注しております。また、7月には「ホームページ」に、8月には「お知らせ便」におきまして、私有地から道路上に張り出している樹木の伐採をお願いしたところでございます。

今後につきましても、限られた予算の中ではございますが、危険個所の情報を収集しながら計画的に進めてまいりたいと思います。

次に二点目の、「各支所・避難所等への非常電源の配置」についてであります。先の長時間にわたる大規模停電により町民の皆様には不安な夜を過ごされたことと思います。このことを受けまして、災害時の簡易的な電力供給のため支所、出張所には、ポータブル発電機を配置したところであります。

また、避難所につきましては、開設数や避難者の人数によってポータブル発電機の必要数が変わりますので本庁で一括管理し、停電時には素早く対応できる体制の整備を行うこととしたところでございます。

次に三点目の、「行政の立場は、まず「公助」であるべき」とのご指摘についてであります。 「自助・共助・公助」は、災害発生時の極めて瞬間的な順番であり、最後に公的機関の出番がやってくるなどとは思っておりません。

また、「自助・共助・公助」は一つだけあればいいというわけでもなく、すべてが重要であり、自助・共助を公助が支えることで、災害から人命、財産を守ることに繋がると考えています。

議員仰せのとおり、防災・減災のための「公助」は災害を未然に防ぐ上で大切なことであり、一番に行うべきと考えております。

的確な情報提供と、確実な周知を行うことで自己を守り、隣近所を助けることができれば、町全体が安心して暮らせ、住みやすさを実感できるものと考えております。また、そのよう

な町づくりを目指し、今後も自助、共助を支えられる公助ができるよう、“チーム隠岐の島”として取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

気持ちは多分一緒だと思います。一点だけ、町長に伺いたいと思いますが、先ほども言いましたが、予想がつかないこととか、事が起こってないことに貴重な財源を使うということには勇気がいると思います。

是非とも、こういった災害を教訓として積極的に取り組んでいただいて、町長が言う「3つのよかったが響くまちづくり」に。ある時には、トップダウンでやるぐらいな気概を持っていただきたいと思います。

一点だけ、答弁の中で8月に「お知らせ便」で私有地から道路上に張り出している樹木の伐採をお願いしたと。所有者は、伐採はしません、お金が掛かりますから。「許可があれば行政で切らせていただきますよ」というようなことは出来ないでしょうか。先般も、役場から下西に上がる道路ですが、私の前に大型の車が中央線からかなり出て走っておりました、それは木が生えていてつかえるのです。これも交通安全上の問題もでてくる。また、これから冬季になってくると雪が降って、枝が折れたりする。今回の議会にも補償費が出ておりますが、そういったことも起こる可能性があるわけです。

行政はできるだけ、そういう可能性を排除することには、思い切ってお金を使っていたかどうかということが必要ではないかと思いますが、この点についてだけ町長、答弁をお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

再度の質問でございました、支障のある立木伐採について積極的に町が行なっていくべきではないかという、ご質問というか、ご意見も踏まえてだと思っておりますが、原則としては民有地からはみ出した立木については、その責務上で対応していただきたいということは原則として、しっかりお願いをしてまいりたいと思っております。

ただ、指摘をされておりますように、答弁でも少し触れましたが交通安全上支障のある立木については、今まで以上に。先ほどは、調査をしてやっていきたいという答弁でございましたが、今まで以上にそういった部分については、やっていかなければならないと今、思っているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

町がやるべき部分については、今まで以上に積極的にやっていきたいと。また財源については、議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

○14番（高宮陽一）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の質問を終わります。

次に、11番：安部大助議員

○11番（安部大助）

それでは、通告いたしましたとおり質問をさせていただきます。

今回は、「新型コロナウイルス感染症の対策」について、分割して二点についてお伺いします。

この感染症については、先日行われた隠岐広域連合議会において「新型コロナウイルス感染防止のための体制、強化」について、広域連合長の見解をお伺いいたしました。

今回は希望検査の推進、助成について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

全国的に新型コロナウイルス感染者は減少傾向にありますが、子どもたちへの感染が増え、休校、休園する学校や保育所がでていたり、医療や介護、保育所や学校などといった施設でのクラスターが再度多発している現状であります。また「緊急事態宣言」解除後に人の流れが増え、「第6波」が来るのではと懸念もされております。

現在、積極的に進められているワクチン接種が大きな光明と言われており、私自身も感染防止、経済活動において、大いに期待しているところでございます。それと同じく、ウイルス自体も大きく変化をしております。従来の変異株「アルファ株」から「デルタ株」へと置き換わっており、その「デルタ株」は、より感染力が強く、無症状のケースが多いといわれ、重症化しやすいとされています。さらには、免疫ワクチンの効果を低下させ、ワクチンを接種した後でも感染するいわゆるブレークスルー感染をおこすとされており、また、新たな変異株も確認されています。

そのような中、国においては昨年9月に「検査体制の拡充に向けた指針」や「広く検査を受けるような体制づくり」などが明記された「検査体制整備に関する指針」が示され、各自自治体に対して、各自での感染防止の徹底と早期発見、早期対応が求められています。

今では多くの自治体が国の指針などに沿って、検査範囲を広げ、それに伴う検査体制の強化をしております。また本人等の希望により、全額自己負担で実施をする検査、いわゆる「希望検査」に対しても、PCR検査は25,000円、抗原定量検査は13,000円と高額であることから、多くの自治体が自費負担の軽減などを図り、検査の推進を行なっております。

隠岐地域では、西ノ島町において国の助成を活用し65歳以上あるいは基礎疾患のある方に対して5,000円の自己負担で検査を進めています。本町においては、希望検査を受ける場合、隠岐病院において、抗原定量検査で平日13,000円、休日は19,500円と負担しなくてはなりません。

7月に町内放送された「町長コメント」では、住民の皆様には症状がある場合には、積極的に検査を受けるようお願いをしております、しかしそのためには、希望検査に関する更なる情報発信と検査費用の軽減を図っていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、感染拡大防止、早期発見、早期対応の観点から、検査の推進に対してどのように認識され、今後どう取り組まれていくのかお考えをお聞かせ下さい。

また、検査を必要とする方々が積極的に検査を受けるために、検査費用の助成が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の分割質問一点目、「新型コロナウイルス感染防止に対する希望調査の推進」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「早期発見、早期対応の観点から、検査の推進に対する認識と今後の取り組み」についてですが、新型コロナウイルス感染症の検査は、大きく「行政検査」と「自費検査」に区分されます。

行政検査は、医師が必要と判断した方、または公衆衛生上の観点から必要と判断した場合などに実施されるもので、全額公費で賄われます。発熱や咳などの症状がある場合は、行政検査の対象となり得るので、まずは身近な医療機関に相談していただくことになります。

一方で、自費検査は、無症状であっても、仕事で海外に行く場合や、行事への参加など社会経済活動を行うために、希望される方が検査費用を自己負担することで受けることができる検査となります。

検査体制についての考え方につきましては、議員仰せのとおり、国が示した「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」に基づき、感染が疑われる方や濃厚接触者など検査が必要な方が、より迅速かつ円滑に行政検査を受けられるようにすることを最優先と位置づけるとともに、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、より広く検査を受けられるようにすることが肝要であると考えております。

次に二点目の、「検査を必要とする方々が、積極的に検査を受けるための検査費用の助成」についてですが、対象者の条件設定の難しさ、医療人材をはじめ検査体制の確保の課

題等を考慮し、現時点におきましては考えておりません。

本町といたしましては、感染防止対策の要である「ワクチン接種」を安全かつ確実に進めてまいりますとともに、現行の隠岐病院における検査体制を維持しつつ、町民の皆様のご協力をいただきながら、引き続き、町一丸となって感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。その中で、何点が質問をさせていただきます。

先ほど、西ノ島町の例を出させていただきました、西ノ島町に関しては島前病院で検査を行っており、我々、本町よりも厳しい環境にあると思っております。その中で西ノ島町は助成を活用して、本町はしていないという。正直少し疑問に思っております、少し詳細的なことにも入ると思うので保健福祉課長の方で答弁されても構いません。

今、西ノ島町が行っている国の助成、昨年9月に各自治体の方に厚生労働省から発令しております「新型コロナウイルス感染症流行化における、一定の高齢者等への検査助成事業」、どの時点でこの情報を知ったのか、そしてどういった協議がされたのか、その点を聞かせていただきたいと思えます。

○番外（町長池田高世偉）

国の助成事業に対して、いつ分かったのか、また協議はどのような協議だったのかというご質問だと思いますが、国の助成事業につきましては、議員指摘のあと後に分かったということございまして、国の助成事業について、導入に対して理解はしてなかったということがあります。ただ、当初から我々協議する中で、この自費検査のニーズについて、必要性も協議しました。

まず、検査についての私の考え方でありますが先ほども申し上げましたとおり、まずは感染が疑われる場合は、かかりつけ医師の所へ行って、熱や咳があれば相談してください。そうすれば「行政検査」ができますよ、無償ですよと。ここはまず積極的に推進するということを、我々の町としてやってきたという考えでした。最初の部分についてはお断りを申し上げますが、町の方針はまず、そこから始まっているということ。

一方、「自費検査」についての考え方ですが、これは今の時点で受けた場合に「陰性」だよという検査であって、それ以降、いつそういった症状が出て・・・どういった言い方をしたらいいですかね、「陰性を保証する検査ではない」というところがございまして、あくまでも個人が何処かへ旅行する場合等の対象の時に、自分の不安を解消するための目的が一番大きく

なると思っておりますので、そうしますと常に「検査」を受けていかなければならないという面がありますので、助成することは考えておりませんでした。当初から、放送でも申し上げましたが、「かかりつけ医の方にご相談ください。」が町の方針だにご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

その時の状況いろいろあると思います。

その中で私のところに声がかかっているのが、介護、あるいは保育所、学校等で従事されている方々が島外に行った時に、帰って来た時に「心配だと」、高齢者や子どもたちにうつしてしまうのではと、そのために発熱が無くても無症状の場合があるということで「検査」を受けたいというケースの方々もおられます。そういった方々が13,000円払うかとなると、なかなか大きな壁なのかなと、じゃ検査も受けないというケースも少し聞いております。

この金額というのは、私は検査推進のためには大きな壁なので、今後、検討すべきかと思っております。再度、そういったことも踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

いろんな方がおられて、不安がっている人に対して、再度「検査費用」を助成する考えはないかというご質問と受け止めております。

先ほども申し上げましたが、確かに不安になる、心配になる保育施設、福祉施設等に勤務されている方であろうかと思えます。ただ、一番大きく問題になりますのが、そのお出掛けをいただく理由いろいろございます。それらを全て支援対象にするかという問題も考えた時に、対象者の条件の設定の難しさ、ここはどうしても残ってきます。ある意味では、そういった方々に支援することに対する、町民の皆さんの批判も発生するようなことも、不公平というようなことも考えられる。というような、気持ちでは当然理解はしておりますが、町として支援をしていくかという点につきましては、先ほどお答えをいたしましたように大変難しい問題であり、助成をする考えはありません。

○11番（安部大助）

そういった状況でも「支援はしない」という、町の決定ということで理解いたしました。

次の、二点目の質問にいきたいと思えます。

これもコロナ関係になります。今、「抗原定性検査」いわゆる「簡易検査キットに関して商工観光業への活用について」質問をいたします。

本町においても先月、感染者が発生してしまいました。それによって町民の方々が「コロ

ナウイルス感染症」に対して、より危機感を持ちながら自身の感染防止に取り組んでおられると思います。

また、島内の事業者でも抗原定性の「簡易検査キット」を独自に購入し、従業員やお客さんに検査依頼をしている現状です。

今では「簡易キット」が入手しやすくなっていることから、低迷している商工観光業へ活用する業者、自治体も出てきております。

例えば、航空会社の JAL では搭乗者に前もって予約で「簡易キット」を送付し、搭乗時間までに検査結果を提示し、安心して搭乗してもらう対策がとられております。また、自治体においては、大分県別府市において、観光事業者に対して「簡易キット」を配付している。あるいは長野県飯田市においては、感染拡大地域との往来があった方に対して「簡易キット」を配付し、水際対策に活用しております。さらに同じ離島である石垣市では、観光客、ビジネス客、帰省客に対して、出発 72 時間以内に PCR 検査、抗原定量検査、そして簡易キットで「陰性」が証明されると、島独自の「商品券」を配付しております。そして、この商品券のホームページを見ますと「Q&A」がありました。

質問としては、PCR 検査や抗原検査は義務ですか？受けないと石垣島には行けないのですか？という質問がある中で、回答としては、「陰性結果を提示できないことで、石垣島に入島できないわけではありませんが、脆弱な離島の医療体制を守るためにご協力をお願いします。」と書かれております。

この自治体や事業の共通していることは、観光や地域の活性化と共に、よそから来られる方はもちろん、そこに住む住民の方々に対して、安心・安全の環境をつくっていくことだと感じています。

隠岐の島町では観光基軸の“まちづくり”が進められています、今、低迷されている商工業、観光業の推進は必要不可欠であります。その中でこの「抗原定性検査キット」を活用して商工観光業の推進を図るべきと考えます。

以上を踏まえ、商工観光業に対して「簡易検査キット」の活用について町長の見解をお聞かせ下さい。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、安部議員の分割質問二点目、「簡易検査キットの商工観光業への活用」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の商工観光業での「抗原定性の簡易キットの活用」についてであります、本

町が独自に商工観光関係に絞って、簡易キットの活用を推奨する事は今のところ考えておりません。現在、隠岐圏域においては積極的疫学調査がしっかりと行われていることや感染者が確認された場合は、幅広く検査ができる体制を整えているため、現状の検査体制を継続したうえで、今後とも隠岐保健所及び隠岐4か町村の連携により、隠岐圏域の統一的なコロナ対策を行っていくべきと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

再度質問をさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、これからの観光振興、商工業の発展というのは、ただ単に「皆さん来てください」「使ってください」「利用してください」ではなくて、そこには住民の皆さんの理解が必ず必要であると私は強く感じました。

7月の大型連休、お盆の帰省期間の時に、町長は町内の放送で住民の皆さんに対して「3つのお願い」をされておりました。それに対して、住民の皆様も、なるべく自粛をしようと、自己の感染防止対策を徹底しようと取り組んできたところですが、その時に島外から多くの方が来られ、なかには都心部ナンバーの車が多く見受けられました。その時に、住民の皆さんから聞いた声は、「島民は我慢しているのに、なんで島外から来られる方はオープンになっているんだ」と言うような厳しいお声をいただきました。町長の方にも、そういった言葉がきていると思います。

そこで改めて考えたのは、観光を進めるうえで住民の皆さんの理解は必要だと思っています。そこで、今後、観光、商工を進めるうえで、住民の皆さんに安心・安全感をもってもらうことの必要性が大事だと思っています。今、町としてお願い、放送等しております。しかしながら、目に見える形で住民の皆さんが安心して観光、地域の商業、使ってくださいという思いになるような政策、私はこの「簡易キット」の活用を質問させていただきましたが、それを今、考えている段階ではないということなので、それとは別にこういった形で進められるのか、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

「簡易キット」に変わる、こういった体制で進めていくのかという質問ですが、この「検査キット」について、厚生労働省が11月を目途に一般薬局でも販売を認めることになりました。今までは認められておりませんでした。そういった状況で、入手がきちんと出来るようになったということで活用ができると思っておりますが、この「簡易キット」ですが30分ほどで結果が分かる利点はありますが、ウイルス量が十分多くないと感染を正しく「判定」で

きないということ、また自分で鼻から「検体」を採取することが難しいなど、課題がまだまだ残されている「簡易キット」であるという風に調べもさせていただいておりますし、自分なりにもそう理解しております。

さきほどあった、JALの話もですが、そもそも観光に対して、我々が今後お願いしなければいけないのは来島後ではなく水際、お出掛けいただく旅行会社、個人にもPRはしていくのですが、旅行会社にもお願いもしておりますし、まず水際で十分なことをしていただくことが先だと思っております。これも本音で言いますと、JALにも観光担当課から調べをさせていただいたのですが、なかなか難しい面もあると聞いております。ここで言うべき話ではないかと思いますが、強制的に受けさせるわけにはいかないということで、全員が受けているとは言い難いというような問題もあるようです。

これは、別に答弁にはなっておりませんが、その中で「今後どうするか」というお話しになるのですが、最初に答弁させていただきましたように、お出掛けいただいて発熱、咳のある方についてきちんと「検査」をさせていただき、そして水際の対策について各機関に対してはこれまで以上に、お願いをしていきたいと考えております。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。「簡易キット」の信ぴょう性等、課題はまだあると思います。

しかしながら、先ほど申しましたように、まずは住民の皆さんに安心感をもってもらおう。町が観光業を基軸に進めるために皆さんに安心感をもってもらおうための、そのための目に見える方策ということで質問させていただきました。

先ほどの答弁の中で、その辺が私の中でまだ理解できてない部分があります。再度、目に見える形で今後、何ができるのか。町長の施策をもう一度、聞かせてもらえればと思います。

○番外（町長池田高世偉）

目に見える形でのという事ですが、今までもやっておりますが、空港・港で検温してもらっておりますし、先ほども申し上げたように、お出掛けいただく方に対してそういったことを十分理解していただく、それは旅行会社についても引き続きお願いをしております。

それが、議員のおっしゃる「簡易キット」のように直接、目に見えるという部分ではないかも知れませんが、お出掛けいただく方にご理解をいただき、これが一番だと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○11番（安部大助）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、11 時 00 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 45 分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 00 分 ）

一般質問を続行します。

次に、15 番：米澤 壽重 議員

○15番（米澤 壽重）

それでは、通告をいたしました「山城を活かしたまちづくり」について、一般質問を行います。

中世には全国に膨大な数の城が築かれており、島根県内には約 1,200 以上の城跡が確認されています。平成 10 年に島根県教育委員会が実施した調査によれば、本町には中世の山城が 15 か所確認されています。いずれの城も急峻な山麓に築かれており、特に東郷の宮田城・近石の勝山城・国府尾城が注目されます。戦国大名尼子氏は山陰、山陽 8 か国の守護大名となり、中国地方に絶大な勢力を誇示していました。尼子勝久は山中鹿之助ら家臣団を従え永禄 12 年 6 月に丹後・但馬方面から数百隻の船で隠岐へ渡ったと言われています。尼子勝久・山中鹿之助らは海に囲まれた急峻な地に築かれた東郷の宮田城に入り、後に近石勝山に城を築き、尼子氏再興の機を窺^{うかが}っていました。

戦国大名佐々木氏の流れをくむ隠岐宗清は港も近く山城としての条件の整った地に国府尾城を築き居城としました。国府尾城は急峻な山麓各所に郭^{かく}が築かれており、古井戸も確認されています。また隠岐氏の館跡も確認されており、尾根筋には堀切と大規模な土塁が築かれています。本町の山城は石見銀山を糧^{かて}に勢力を強めその名を馳せた尼子氏再興の目論見に深く関わってきたものと思われま。

また山中鹿之助は悲運の武将として広く知られ、松本清張・池波正太郎など多くの小説家によって、その波乱にとんだ生涯が描かれ、尼子勝久同様浮世絵の題材にもなりました。鹿之助は「尋常小学校国語読本」巻 9 に「三日月の影」として取り上げられ多くの人々に知られた歴史上の「英雄」であります。このように本町の山城は戦国時代にその名を馳せた大名尼子氏再興の旗揚げの地としてその役割を果たしました。また、山城に入場した山中鹿之助

は生涯を主君のために捧げ、忠誠を誓った武将として広く知られています。まさに、本町の山城は中世の歴史の中でも極めて重要な位置を占めており、その史跡は先人たちに守られ、地域の歴史的文化的証として今日に残されています。本町が誇るかけがえのない貴重な文化遺産である山城を保存し、後世に伝える努めは私たちに課せられた使命であります。

また、一方では町民の皆様方の「憩いの場」・「安らぎの場」としてこの貴重な歴史的遺産を有効に活用し、地域活性化を図っていかなければなりません。

ところで町長はこの山城に関して「城山という未活用文化遺産資源を町民の憩いの場・史跡公園として整備し、街歩きコースとも連携を図り、森林公園として活用していく」と常日頃より述べておられます。

そこで、町長、教育長に質問いたします。

一点目の質問ですが、いずれの山城も急峻な地形となっており、散策道の整備は遅れております。そこで、十分な現地調査を実施したうえで、安心・安全な散策道を整備すべきと思いますが、町長はどのように考えておられるかその見解をお伺いいたします。

二点目、国府尾城跡は本町の山城の中でも比較的なだらかな地形と見受けられ、また、眼下には西郷湾が広がり新たな観光資源としての活用が期待されます。本町が誇る歴史的遺産である山城跡周辺を自然公園として整備すべきと考えますが町長の見解をお伺いいたします。

三点目、先ほども申し上げましたように本町の山城は平成10年に島根県教育委員会が調査していますが、その後は特に目立った調査は実施されていないようです。この貴重な歴史的文化遺産を更に解明する観点からも、計画的に発掘などの調査を実施すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、米澤議員の「山城を活かしたまちづくり」についてのご質問にお答えします。

まずは、二点ほど私の方から答弁させていただきます。議員仰せのとおり、平成7年度から3年間、島根県教育委員会の調査により町内の国府尾城を含め15の城跡しろあとの实地踏査が実施され、「島根県中近世城館跡分布調査報告書」にまとめられております。

まず一点目の、「山城に安心・安全な散策道を整備すべき」とのご指摘についてであります。山城は土と木で築かれていたものですので、現在は、山の木々に覆われて、一般の方が見て「ここが城跡だ」と明確にわかる状態ではありませんので、城跡しろあとに散策道を整備することは困難であると考えております。

次に二点目の、「国府尾城跡周辺を自然公園として整備すべき」とのご指摘についてであり

ますが、平成26年に寄贈を受けた城山について、国府尾城跡を活かして“憩いの森”のような場にできないかとの私の考えのもと、平成30年度から国府尾城活用整備のための検討や、山城への理解を深めるための「講演会」を行っております。

国府尾城跡には、石垣が残っており、^{やかたあと}館跡と思われる場所もあることから、城跡を活かした公園整備などを行う場合は、大規模な発掘調査が必要となりますので、現段階におきましては自然公園の整備は考えおりませんが、先ほども申し上げましたとおり、まずは町民の皆さまが“憩いの場”として、気軽に城山へお出かけいただけるような活用方法から検討を進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

先ほどの、米澤議員の「山城を活かしたまちづくり」についての三点目、「貴重な歴史的文化遺産である山城を計画的に発掘などの調査をすべき」とのご質問にお答えします。

先ほど町長も申し上げました国府尾城活用整備のための検討委員会では、島根県教育委員会が調査した、国府尾城を含む15の^{しろあと}城跡について、実際に現場に登り、^{なわばりず}「縄張り図」と呼ばれる平面図を作成するなどの調査を行ってきており、今後は文献などから山城があったのではないかと思われる、ほかの場所の調査も併せて行う予定としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○15番（ 米 澤 壽 重 ）

再度、町長に質問いたします。

先ほど町長は、「国府尾城跡は大規模な発掘調査が必要であり、現段階では自然公園の整備は考えてない」と答弁されておりますが、町民の皆様が気軽に利用できる散策路の整備は、是非とも早急に急ぐ必要があると考えます。

ところで、かつての国府尾城の本丸付近についてですが、現在は国府尾神社が鎮座しておりまして、その下側には国府尾神社のかつて神官の屋敷跡が残されています。また古井戸も原型を留めています。国府尾神社隣接地には、ご承知のように中世の墓地が連なっています。当時の面影を今に留めているところでございますが、ところでこの国府尾城にかかわる中世の墓地はあまり知られてないですが、八田地区に護国寺がかつてありまして、今は原田の方に移っておりますが、その護国寺敷地の裏手の傾斜地に、その姿が残されています。この城は今まで地域の人が、ずっと守ってきていますので当時の面影を残して、立派に城址、家臣の人たちらしい墓地があります。

そこで、町長に質問いたしますが、この八田地区に残されている中世の墓地、そして目の

前に国府山が臨める八尾川沿いの「かっぱ公園」、そして先ほど井戸の話をしました。住居と思われる家臣の住居跡が近くにございます。この辺りを一体化した「散策コース」を。先ほど町長は、一体化した散策コースを進めたいというお話しですが、そういった所を一体とした散策コースを計画し、町民の皆さんが本町の歴史を実感できるような「散策道」をつくるべきと考えますが、どのように考えているか再度お聞きします。

○番外（町長 池田 高世偉）

国府山を中心とした一体化した散策コースについての考え方でございます、先ほど、答弁いたしました「散策道」の整備については困難であると申し上げたのは、全部の城跡の実地調査を行ったうえの15の部分についてお答えをいたしたつもりでありまして、今、私が進めようとしております国府尾城を活用した整備というのは、おっしゃっている大規模な「自然公園」というまでではなく、まずは、今の時点で最初から「自然公園」としての大型の整備をするという考え方ではなくて、まずは「かっぱ公園」からのあの一体の対岸への散策コース、皆さんが“憩いの場”として歩いていただける、あるいはジョギングコースとして活用していただけるといった、まずは「遊歩道」をつくるための計画を進めていますし、現在やっております「検討委員会」の方でも、そういった答申が出るようには伺っていますが、まだ、そういったことまでは言ってませんが。

もともとの発想が、そこにジョギング・散策道をつくったうえで、城山につきましては城跡に行ける、降りるといような道は当然つくっていきたい。という考え方で、今後進めていきたいと思っておりますので、散策道をつくらなくて、国府山については住民の皆さんが“憩いの場”として、活用できるような散策道整備はしていきたいという風に思っております。

○15番（米澤 壽重）

今、町長の方から答弁がございましたように、是非、この国府尾城跡散策整備に、早急に進めていただきたいと思えます。答弁はよろしいです。

再度、教育長にもお伺いしますが、先ほど教育長は山城調査に関して「平面図」を作成するなどの調査を行っており、他の場所も調査を行うとの前向きな答弁をいただきました。実は平成10年に島根県教育委員会の調査によれば、先ほど申し上げたとおり、本町には15か所の山城が確認されているわけです。最近、皆さんよくテレビや報道等でも聞かれますが、全国的に山城が注目されておりまして各地で発掘等の調査が進められています。ところが、その実態は未だ明らかになってないです。4万とも5万とも言う数字が出ており

すが、山城の実態は明らかになっておりません。

本町においても、一部研究者の間では15か所以外にも山城が存在するのではないかと、いような見方も示されています。

そこで教育長に質問いたします。今後、確認されています15の山城以外も視野にいれ、計画的な調査を実施すべきと考えますが、どのように考えておられるか見解をお伺いします。

○番外（教育長 野津 浩一）

先ほどの答弁でも、国府尾城を含む15の城跡^{しろあと}についても改めて調査をするとお答えをいたしましたし、併せて、他の文献等から各地域、まだ山城があるのではないかとされていることがありますので、そういったところも併せて、今後も調査を継続して行っていく予定でございます。

○15番（米澤 壽重）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、米澤 壽重 議員の一般質問を終わります。

次に、3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野 定幸）

はじめての一般質問です。

三点挙げておりますが、最初に「離島漁業再生支援交付金事業」について質問をいたします。

平成25年、26年度の「離島漁業再生支援事業」における97件の実施不明の事業について、漁業集落が自ら関係書類を精査したところ、次のような事実が判明しました。

25年度事業で軽トラックを2台購入しているが、購入を証明する「領収書」、「届出書」、「保険関係の書類」は1台分しか存在しませんでした。

また、25年、26年度に行われた16件余りのPR事業に添付されていた「領収書」は全てカラーコピーの領収書であり、オリジナルの領収書は存在しませんでした。

3点目、26年度の「東京シーフードショー」へ事務局職員が2名参加しているが、当該事業費から支出することは不適切であり、かつ添付されている領収書は領収書としての体をなしていなかったです。

町はこれまで、会計検査院から一切の連絡がないことを根拠として、これらの97の事業については会計検査院から実施されたとの判断をいただいたとの認識をもっているが、会計検

査院から連絡がない事をその判断根拠とするのではなく、前述した3つの事実から事業が実施されていないことが明らかに判断できることにたいして、町長の見解をお伺いいたします。

二点目、平成27年、28年度の不祥事は会計担当職員1人がギャンブル等の遊興費に使い、その結果「使途不明金」が発生したと公表しましたが、その使途については裏づけに基づく説明は漁業集落に対して一切なく現在に至っています。

また、漁業集落の代表や代議員に対して、不祥事に関する調査や聴き取りは町の公表まで一度も無く、その後、「使途不明金調査特別委員会」などで新たな事実が判明しても、漁業集落に対して事務局からの詳細な説明は一度もありませんでした。

また現在、前代表は業務上横領の疑いで「刑事告訴」されており、民事裁判でも訴えられております。不祥事発覚後このような状況も明らかになりつつあり、使途不明金の不祥事は会計担当職員だけの不祥事だったのかと疑問に思う町民が大勢いることも事実であります。不祥事の公表後に判明した新たな事実に対して町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の分割質問一点目、「離島漁業再生支援交付金事業」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「平成25年、26年度の実施不明な97件の案件に対する町の判断」についてであります。これまでも再三にわたり申し上げてきたとおり、書類に不備はあったものの事業は実施されたものと認識しております。

次に二点目の、「平成27年、28年度の職員の不祥事に対する漁業集落への事務局対応」につきましては、事件発覚後、幾度となく事務局より漁業集落に対し、経過報告ならびに再発防止策について説明をさせていただき、隠岐の島町漁業集落代議員会の場において承認をいただいております。

また、「新たに判明した漁業集落前代表に対する訴訟問題への見解」についてであります。係争中の案件についての答弁は差し控えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（藤野 定幸）

町長の答弁ですが、先ほどの軽トラックに関してでございますが、陸運局で調べたところ1台しかやはり確認できませんでした。また、カラーコピーの領収書ですが、なぜか店にいない人の印鑑がありました。これは町の事務局も確認をされております。それに「東京シーフードショー」に事務局職員が参加されたか、されていないのか、領収書が別にあるのか、な

いのか、未だに回答がありません。1億800万円のこの交付金の事業は、町はこの事業を漁業者と共に実施されてきました。国や県そして議会と、町民に分かりやすく説明をする責任があると思われませんが、今の3点の事実をもとに、町長はこれに一度も触れておりませんが、これは事実ではないという認識なんでしょうか。

町民に分かりやすく説明する責任があると思いますが、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

説明について、私の見解はというご質問でございますが、私も先ほどから申し上げておりますとおり、書類に不備があったことについては事務局も認めているところであるという風に申し上げます。

97件の案件につきましては、事業実施の確認がとれる書類が不足しているということであり、事業が未実施であるということの確認を得るには至っていないという風な認識であります。再三申し上げますが、事務局が行う調査にも限界があったもので、その判断については会計検査院に委ねたところであります。

○3番（藤野 定幸）

すいません、町長。私が先ほど言った「こういう事実があつて」ということに対して、どういふようなお考えなのか分からなかったのと。

町の方が調べるということに対して、事務局の方が調べることに限界がある、だからなぜに事務局と漁業集落の方と、また外部監査の方と一緒に一度もそういうことを精査されておられませんけど、なぜ一緒にしてそれを明らかにしようとされないのか。事実今言ったように、誰も普通の人と考えたら「領収書」が無いのに事業をやっておりますと。どういふ形でそういう風な認識になられるのか、私も分かりませんので、是非、一緒になってこれを解明される方が。

私、町長の「生まれてよかった、住んでよかった、訪れてよかった、帰ってきてよかった」の“まちづくり”に賛同しています。今後の調査を行ううえでも、町民に分かりやすく説明することが町長の“まちづくり”の考えと一致するものと思われませんが、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

再度、私の見解でございますが、先ほど「判明した、判明した」と、私についてはその事実を認識しておりません。

また、調査については漁業集落の責において、漁業集落の役員より実施することを漁業集

落代表と確認済であると、それは副代表であった議員ご自身がご理解のこととっております。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

度々、町長にこういうことを言っては失礼ですが、解決するために事務局の方に「協力をお願いいたします。」と、それに対して全然協力がされないので、今に至っていると私は考えておりますので、なぜ事務局の方は町として、この交付金事業は公のお金でございますので、ちゃんと実施されてきたというのを。28年度で不祥事がありましたので、こういう事になりましたので、それを精査して町民の皆さんに分かりやすく説明するのが、町としての姿勢だと思います。くどいようですが、漁業集落と一緒にそれを解明しようということとはされないのでしょうか。もう一度、お聞きいたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

事務手続きのこともありますので、事務局より答弁させます。

○番外（ 水産振興室長 橋 本 博 志 ）

平成25年度、26年度の調査のご指摘でございます。この点につきましては、一昨年、当時の隠岐の島町役場旧庁舎農林水産課事務室において、私の方から漁業集落代表及び副代表に対して、事務局での調査にも限界がある旨申し上げ、代表・副代表共に「了承」いただいたものと認識いたしております。

今後は漁業集落の責において、漁業集落で調査の方を実施していくという代表の言葉があり、出納簿をはじめ、関係書類一式、漁業集落の方で持ち帰られました。そのことについては、当時副代表を務めておられた藤野議員もよくご承知のことと認識をいたしております。

事務局との再調査ということでございますが、何回も申し上げるとおり、事務局は警察当局ではございませんので、調査に本当に限界がある。そのことをご理解いただきたい。事務局の結論としまして、最終的な判断を会計検査院に委ねるという結論に至ったわけですから、再調査ということは考えておりません。仮に、再調査と言われますけど、例えば当時の関係者に「聴き取り」を行ううえでも、その方に対しての「名誉棄損」にあたる可能性だって十分考えられるわけです。何回も申し上げますが、事務局としてそういった結論に至ったわけですから、ご理解いただきたいと思っております。

なお、今回「一般質問」をいただくにあたり、一昨年、漁業集落と事務局の方で、今後は漁業集落の責任において実施されるということは、漁業集落代表の方に私から電話連絡を差し上げ、代表も「そのとおり」と言っておられますので、ご理解のほどお願いいたします。

○3番（ 藤野 定幸 ）

水産振興室長の言われること、実際その場におりましたのでよく分かりますが、だから漁業集落として事業が実施されたのか、はっきり書類と突き合わせることに、役場の事務局の方にその協力をお願いしているということなんですけど。協力はしていただけるのでしょうか。

今、言われたように「名誉棄損」とか云々という話ではなくて、そういうことをお願いしたいと思っていたのが漁業集落なんですけど。それは協力はされていただけるのか、いただけないのか、最後にそれ一点だけ聞かせてください。お願いいたします。

○番外（ 水産振興室長 橋本 博志 ）

漁業集落事務局といたしまして、「離島漁業再生支援交付金」にかかる協力というものは、当然、職務ですのでやらせていただきたいと思いますが、この件に関して、協力といえますか、一緒になって再調査を行うということは考えておりません。

また、議員、そのようにおっしゃられますけど、そういう「申し出」を漁業集落からいただいているという事実はございませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（ 藤野 定幸 ）

今、言われたことは分かりましたので、「申し出」たら協力はされるということで理解してよろしいですね。一番、最後にそれだけ聞いておきますけど。

○議長（ 池田 信博 ）

誤解のないよう、答弁してください。

○番外（ 水産振興室長 橋本 博志 ）

通常、漁業集落が行う業務についての協力は、もちろん、職務としてやらせていただきます。ただこの「再調査」については、もう結論が出たものという認識でございます。それも今後、変わることはないと思っておりますので、議員仰せの「再調査」に関わる協力ということは考えておりません。

○3番（ 藤野 定幸 ）

何度いっても、同じことの答弁の繰り返しでございますのでしませんが、最後に言っておきますけども、普通の人を考えたら、これが事実ということ、それに対しては一切答弁しないという町の姿勢は、個人的に私はおかしいと思います。これだけは最後に言っておきます。

次に、分割二点目、「隠岐の島町水産業振興計画」について質問をさせていただきます。

「隠岐の島町水産業振興計画」が平成28年4月に策定され、5年が経過しました。振興計画の中で多くの項目について10年後の数値目標を掲げ、水産業の振興を図るために具体的な対策が示されておりますが、特に次の3項目について事業の進捗状況を伺います。

①水産物の加工の拡大と6次産業化の推進について、②特産品開発・ブランド化による販路拡大について、③漁船の更新と廃船について。

以上3項目について具体的な取り組み状況をお聞きします。

次に、「水産業振興計画」に基づく事業実施に対する検証作業はどのように行われているのか。そして、「水産業振興計画」は令和7年までの10年間となっておりますが、進捗状況等を考慮し、計画の見直しが必要と考えますが町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の分割質問二点目、「隠岐の島町水産業振興計画」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「事業の進捗状況」についてであります。現在本町では、国・県・町が実施いたします「雇用機会拡充事業」、また「離島漁業再生支援交付金」等を活用し、まき網漁や、かご漁により漁獲した鮮魚のほか、養殖ワカメ・岩がきなどについて、6つの事業所が6次産業化に取り組んでいるものと認識いたしております。

また、「特産品開発・ブランド化による販路拡大」についてであります。毎年島外で開催される各種イベント・商談会等に参加し、「岩がき」・「白バイ貝」・「隠岐松葉がに」など隠岐の島近海で漁獲される水産物についてPRを行い、認知度の向上、ならびに販路の拡大を目指しているところであります。

「漁船の更新と廃船」についてであります。ご承知のとおり昨年度「FRP 漁船の廃船処理支援事業補助金制度」を設け、漁業者の廃船処理にかかる負担軽減を図り、放置された廃船をなくすための取り組みを行っております。

実績といたしましては、昨年度が17隻、本年度は8月末現在で7隻の船舶が補助金を活用し、廃船処理を行っております。

次に二点目の、「水産業振興計画に基づく事業実施に対する検証作業事業の検証」についてであります。水産業振興計画に定める事業は「第2次総合振興計画」の事業実施計画に計上し実施していることから、毎年の「第2次総合振興計画」の事業評価に併せ、検証作業を行っております。

次に三点目の、「水産業振興計画の進捗状況を踏まえた振興計画の見直し」についてであり

ますが、先ほど申し上げましたとおり、毎年、事業評価及び検証作業を行っておりますので、必要と判断した場合には計画の見直しを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

再質問をさせていただきます。

数字をちゃんと入れて、令和7年に達成する目標を立てておられますが、実際に今、どのような数字が出されているのか。また船のFRP船の話がありましたが、確か産業建設常任委員会で水産振興室長に聞いたのですが、あの時には確か船が何隻あるかもはっきりされてなかったような状態だったので、今はどれぐらいの船があつて、どういう状況なのか、数字を入れた中で一度説明していただきたいのと。

二点目のところで、検証作業を行っていると言われませんが、検証作業を行った結果、実際、どういう成果があつてこうなつたということなのか。ただ行って次に「振興計画」にまた評価が足りないから入れますという話になっておりますので、そこら詳しく分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

橋本水産振興室長に、答弁させます。

○番外（ 水産振興室長 橋 本 博 志 ）

一点目の、廃船が必要な船舶数についてのご指摘かと解釈いたしました。3年ほど前だと思いますが、漁業集落の役員を通じて、島内に廃船処理が必要な船舶が存在するかという調査を実施しました。漁業集落は島内に7地区ございますが、回答を得られたのはその内6地区からいただいております。西郷地区範囲も広いということで回答を得られなかったようですが、その当時約200隻の廃船が必要な船舶があるのではないかと推計いたしました。

目標値としましては、「水産業振興計画」の中には全てを廃船処理を行うという記載があるかと思いますが、何分、漁業を生業としておられた個人の財産でございますので、町としても事業の周知を図り、なるべく多くの廃船処理を実施してまいりたいと考えております。

次に成果であります。特産品開発・ブランド化」なかなか成果が目に見えない部分でございますので、商談会、イベント等に参加して相手方と交渉を行い、商談に結び付けば「成果」ということでご報告できるかと思いますが、なかなか商談に至った件数だけではなくて、注文の頻度が少なかったりというようなこともございます。

このコロナ禍の状況でございますが、昨年から一切、商談会等には参加をいたしておりませんが、コロナ収束後には、そういった商談会等にも参加をして、きちんと結果でお示しできるものを残してまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

再度、質問いたします。

FRP 船の処理の件ですが、島内でFRP 船を処理する施設が無いように記憶しておりますが、聞いたところによりますと、クリーンですか、新たなボイラーに替えるにあたってはFRP が処理できるのではないかというような話も聞いておりますけど。そこらの情報は町はどのように把握されておられるのか。

また、言われたように数値目標で水産物加工場も1か所以上とか、6次産業に取り組む事業者が5団体以上とかという数値目標を挙げておられましたので、実際、それが今、どのようなことになっておられるのか、この二点、お聞きしたいと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

藤野議員、ただ今の質疑に対して「一般質問」の町政を運営する中で、疑問点を質し、あるいは問題点を提起するという部分にあたらぬ事務的な作業が含まれることだと思いますので、ちょっと内容を整えてから質疑をしていただきたいと思いますという風に思います。

○番外（ 環 境 課 長 原 秀 人 ）

ただ今の、FRP 船の処理について、株式会社クリーンが今後、整備計画があるという情報でございます。これにつきましては、現在、株式会社クリーンの方で設計を行っているという風に聞いております。

今後、そういった部分で我々のところにも情報が入ってくるように思っておりますので、そういった場面がくれば議員の皆さんにお知らせしたいと考えております。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

先ほどの水産業の計画については、もっと整理してから質問できるようにします。

次に、分割三点目、「隠岐の島町の財政」について質問いたします。

平成29年度から作成と公表が義務づけられた、財務書類4表の「貸借対照表」のデータによると、平成28年度以降令和元年度までの3年間で負債額が一般会計等で約39億円、全体会計で約64億円増加しており、令和元年度の全体会計の負債額は387億円となっております。

令和2年度も負債額は増加しており、財政状況の悪化が顕著になっていますが、町長は本

町の財政状況についてどのように捉えているのか見解を伺います。

また、令和3年6月、本町の財政状況が公表されましたが、基金の運用状況を確認したところ、財政調整基金、減債基金、地域振興基金で約48億円の基金が、令和2年度末の時点で、一般会計等に繰替運用されている状況が見られました。このような基金の運用の実態は、本町の基金条例に則した繰替運用ではないと判断されますが、本町の基金の繰替運用について町長の見解をお伺いいたします

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の分割質問三点目、「本町の財政」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「町財政に対する所見」についてであります。議員仰せのとおり平成29年度より作成・公表しております。財務書類が示す負債の額は、地方債等の残高に比例し、増加しているところでございます。

高宮議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、本町は、町村合併以降、緊張感のある財政運営を行った結果、財政指標は改善し、一定の基金の造成も出来ているところでございます。

町財政運営は、財政指標からも監査委員の審査結果にありますように、是正改善を必要とする事項はないと認識しており、将来の負担などを注視しながら、継続する大規模事業や、町の景気対策、活性化を視野に入れた、地方創生を推進するための重点施策などに取り組んでまいります。

次に二点目の、「減債基金などの繰替運用の実態に対する見解」についてであります。地方自治体の基金については、地方自治法第241条の規定により、設置が認められ、管理及び処分に関し、条例制定を求められているものでございます。

歳入・歳出のバランスを考慮した、財政運営を行っているところではあります。出納整理期間終了間際などに発生する、一時的な資金不足に対応するため、繰替運用を行っているところでもあります。

本町は、合併以降の財政運営で、一定の基金の造成が出来ており、金融機関からの外部資金の一時的借入は、現在行っていない状況であります。

各基金条例に則し、歳計現金に不足が生じる場合など、財政運営上必要がある場合、繰替運用を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（藤野 定幸）

一点、町長にお伺いします。

繰替運用のことですが、確かにここに条例ございます。条例を見たうえなんですが、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金にということは、利率というのは多分、借入れと一緒にすることで、そういう部分のことではないかなと思っておりましたので、期間というものの事態も本当は、年度末に提示するのが一番ベストだと思います。それに向けてやっていかれるべきだと思いますし、利率という部分はどういう形で処理されているのか。これは利率は関係ないのでしょうか、そこら辺が分かりませんでしたので、よろしく願いいたします。

○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）

事務的な部分もございますので、私の方からご説明をいたします。

基金の繰替運用に関しては、年度末という表現をさせていただいておりますが、本町といたしましては出納整理期間を含めた年度末までの資金不足を解消するため、繰替運用をしているところでございます。

先ほどありました、確実な繰戻しの方法、期間、率を定めているところでございます。繰り替えの運用の期間等も定め、この基金からいくら繰替運用するというような流れで行っています。

利率に関しましては、この低金利の中、新たな利息が発生するという解釈をして現時点ではしておりません。低金利の中、基金会計からは、現時点からは利率ゼロで借入れを行う、繰替えを行うということで、昨今は運用しております。もちろん、この金利というものが、市場金利等も含め、大きく変わるようであれば基金に対して利息を付けないといけないという状況が生じるかも知れませんが、現時点のこの低金利の中では、基金からの借入れはゼロでございます。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

よく分かりました。

でも48億円という大きな金額でございますので、いくら低金利といっても、そこら辺はちゃんと考えてやられたほうがよくないかと個人的には思います。

安易な繰替運用は、絶対に慎むべきだと個人的には思っている。町の財政、町長は「大丈夫や」とおっしゃっておりますが、毎年の償還だけでも30億円から35億円の償還が、実際にも何年も、計算したら出ておりますので。

町の財政自体、入ってくるお金も段々、町税にしてもなかなか難しい状況、国からの交付金も難しい状況でありますので。それに比べて、いろんなやらなくてはいけない事業が、確実に毎年増えております。上手な運用、もちろん考えておられるとは思いますが、優先順位

を透明性をつけて、いろんな事業をやっていただきたいというのが、最後に私のお願いというか、よろしく願いいたします。答弁はよろしいです。

○議長（池田信博）

以上で、藤野 定幸 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時57分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

一般質問を続けます。

次に、4番： 齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

私は、「文化財保護」について質問いたします。

隠岐には誰にでもすぐ手の届くところに、大変価値の高い文化財がまだたくさん眠っています。

悠久の時を経てきているにも関わらず、未だに保護もされず放置されたままの貴重な文化財もあります。隠岐は文化に疎い島でしょうか。いや、そんなことはありません。

経済的に豊かになったころ先人たちが、隠岐の歴史、文化史を大切に思い、西郷町誌、五箇村誌、都万村誌が編まれました。また、最初は島前発ですが、昭和46年ですが「隠岐の文化財」も毎年発行されて、隠岐の自然・人々の営みによる歴史・文化に関するありとあらゆるものが調査研究されて掲載されています。なかには今すぐ保護が必要な待ったなしの状態にある文化財もありますが、見捨てられたままです。県指定・町指定の文化財もありますが、まだまだ十分ではありません。

昨年、一昨年と二度にわたり仏像彫刻の第一人者と言われる、早稲田大学、東北大学の教授3名がそれぞれ院生を連れて調査研究に来てくれました。この中には、時衆の権威であり、国の文化審議会の委員である東北大学の名誉教授も含まれています。国の文化審議会の内容は当然、文部科学大臣に答申され、美術学会でも報告されるような大変権威のあるようなもので、そのような権威ある先生方が隠岐のいくつかある寺社を調査されて大変貴重なものだとおっしゃっています。今年も調査に来島される予定でしたが、しかも自費ですが。しかし、コロナ禍で停滞しています。

すでに2回調査された、早稲田大学の川瀬教授に「文化財保護」について質問するが、どう思われるか意見を求めたところ、「黒仏は、ほぼ崩壊寸前の状態なので早急な修理が必要です。隠岐の島における時衆の痕跡を示す、大変貴重な資料とも言えます。ほとんどバラバラ状態の像のことを役所の人たちに知ってもらったほうがいい」との返信メールを貰っています。このような貴重なものをそのままにしておいて良いのでしょうか。そのほかにも、保護・保存を待つ文化財が、まだいくつもあります。

隠岐には博物館がありません。しかし五箇には「隠岐郷土館」と「五箇創生館」があります。これら二つの施設は歴代の五箇村長たちがリーダーシップで創設された尊いものです。博物館の無い隠岐では、これら施設が自ずとその代替施設としての役割を担っていると理解しています。しかし、その展示内容は悲しくなるような状態です。

「隠岐郷土館」の建物自体は「旧周吉他三郡役所」が西郷から移築されたもので、県指定文化財になっており、真っ白な大変瀟洒しょうしゃな作りで、明治時代に全国で多く建てられた擬洋風建築と呼ばれる貴重な建築物です。松江には「興雲閣」がありますが、「隠岐郷土館」の建物は明治18年の建築で、興雲閣は明治36年、島根県で一番古い擬洋風建築です。

「五箇創生館」はその頃に流行ったコンクリート打ち放しの建物で、当時、五箇村長の池田高明氏の肝いりで創設されたものと聞いております。

これら二つの施設とも、展示内容は開館当初のままではないかと思われるほどの、ほこりまみれのような状態です。せつかく、高尚な目的をもって創設されたにも関わらず、その後のいわゆるソフト面の行政が疎かにされてきた結果です。学芸員のような専従者なしでは、本来の目的を達成することには不可能に近いです。文化振興係もたった3人の陣容ですし、また所管の役場職員が兼務で出来るような簡単なものではないことを認識してください。

今一度、「設置管理条例」に立ち返って、文化財保護にもっと目を向けてほしいと思います。

隠岐郷土館の「設置管理条例」には、“隠岐島内の民族歴史資料等を収集展示して、これらの物が滅失することを防ぐとともに、教育並びに文化の発展に寄与するため”とあります。

五箇創生館は“豊かな自然並びに先人たちから受け継いできた伝承文化を保存し、歴史及び文化を介して人と自然並びに人と人との交流の推進を図り、町の活性化並びに文化及び観光の振興に資するため”とあります。

島根県教育委員会も、今年3月に「島根県文化財保存活用大綱」を出し、文化財を取り巻く状況として、少子高齢化、人々の価値観の多様性、文化財の担い手や後継者不足を挙げており、これからの文化財の保存・活用のあり方として、3つの「基本方針」を掲げています。

1. 文化財を知る、伝える 2. 文化財を守る、つなげる 3. 文化財を活かすです。

隠岐の島町役場、隠岐ユネスコ世界ジオパークの拠点施設も立派になりました。次には、いずれ教育文化振興、観光振興、ひいては経済活性化に結び付くと考えられる本格的な施設、博物館をつくるべきではないかとも思いますが、それよりもまず、まだ日の目を見ない文化財の調査研究・保護が先決問題と考えます。

町長のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「文化財保護」についてのご質問にお答えします。

まず、隠岐郷土館、五箇創生館の運営は五箇支所で行っているところではありますが、隠岐郷土館の展示物はそのほとんどが文化財でありますので、展示方法や説明内容などにつきましては、教育委員会の職員とともに見直しを行っております。

また、五箇創生館につきましては、施設の老朽化、隠岐自然館との展示内容のすみ分け、映像コンテンツの更新など課題も多くありますことから、両施設とも五箇支所を中心に関係部署と今後の施設の在り方について検討させているところでもあります。

議員ご指摘の文化財の調査研究・保護についてであります。文化財の指定など保存・活用に関する重要な事項につきましては、「隠岐の島町文化財保護審議会」に教育委員会が諮問し、調査審議することとしております。

町内には、現在、国、県の指定も含めて74の文化財があります。それらの、保存・活用と併せ、指定されていない文化財として、遺跡、地域の祭り、民具、文書など多数存在しますので、保護審議会委員の意見もお聞きしながら出来るところから調査・研究を行っているところでもありますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○4番（齋藤 則子）

今、「隠岐郷土館」「五箇創生館」など見直しを行なっているというお答えをいただきましたが、いつ頃、見直しが終わるような予定になっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、町長の諮問機関としてそれぞれの施設に「運営委員会」が置かれていますが、長い間、運営委員会が開催されていないと聞いています。何年ぐらい開催されていないか、なぜ開催されてこなかったのか、その理由をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問ですが、両施設の検討についていつ頃予定しているのかということ、もう一点は各運営委員会の開催がなされていないが、それはいつ頃かということですが、まず後者の方が

らいきますと、「五箇創生館」「隠岐郷土館」にも運営委員会がありますが、少なくとも前支所長も含めると5、6年は開催されていないと。それはなぜかと言われると、「怠慢」としか言いようがないです。申し訳ないです、それに理由を付けるということは無理なことで、開催されていない現実がございますので、これは大変遺憾に思うところですが、私の責任であると思います。

そして、今、両施設を検討させておりますが、運営協議会という運営委員会の中で話をさせております。この両施設につきましては、ジオパークの拠点施設、「自然館」が出来たことから「五箇創生館」の一部内容も持って出ました。改めて「五箇創生館」は、どういった形でもう一度、運営していくべきか、何の役割を持たせるのか、また「隠岐郷土館」につきましても、建物は文化財になっておりますが、中は民具を含めた文化財これでいいのかということも含めて、令和3年度中には結果を出したいと思っております。具体的には方向性を出してから、もう一度、きちんと協議をしたいという風に考えております。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

今、町長からご答弁いただきましたように、本年度中にいろいろ方向性が決まるということで、大変期待をしております。

「隠岐郷土館」「五箇創生館」にしても、運営委員会が開かれてこなかったということが、やはり今のような状況を招いているのではないかと思いますので、もう少し皆様、胆に銘じて役職を遂行していただきたいなと思います。

内容ですが、これから検討するという事ですが、そのなかには是非、盛込んでいただきたいのが、隠岐のことが一望して分かるような内容ですね、例えば「隠岐郷土館」ですと、隠岐騒動については少しありますけども、あそこに行って、それが「教育」とか「観光」にきた人たちがみて「隠岐騒動」がどういったものであったかというのが、直ぐに頭に入ってくるようなそういう展示ではないです。多分、開館当初からの写真ぐらいしか掲げてませんし、わけの分からないような、多分、古文書をやっている人しか読めないような資料はガラス戸の中に展示はされておりますけれども、あれを一望して「隠岐騒動」がそれだけ凄い物だと、パリ・コミュニケーションにも匹敵するとも言われているような、そういう大変素晴らしい我々の「精神史」の1ページもありますけども、それが分かるように展示されていない。また、3万年の歴史を持つ、久見の「黒曜石」ですが、隠岐郷土館に入りますと、布袋様の立派な黒曜石の彫り物が置いてありますが、どこを見回しても隠岐にそういう黒曜石の素晴らしい歴史があるということは、1ページたりとも表されていないのです。

民具も重要です。漁具、農具とたくさん展示されておりますが、本当に隠岐の文化、歴史を伝える久見の黒曜石の歴史すら全然提示されていないわけです。そういうことも、やはり今まで運営委員会が開かれてこなかったということにも、原因があるのではないかと思いますし、また、こういうことと言うのは、役場の皆さんで解決出来るようなものではない。やはり、専従者が必要と思いますので、学芸員のような専従者のことも是非、お考えいただきたいと思います。

少し質問の時にも触れましたが、「黒仏」の保管、別の場所に保管の方もお考えいただきたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

次に、1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

質問に入ります前に、皆様にご挨拶を申し上げます。

町民の皆様方の日常に寄り添う身近な存在として、私の心に深く刻まれました皆様方の熱き想いと共に、これからも私らしく「ふるさとの発展」のために、精励恪勤に努めさせていただき決意でございます。議場の皆様、執行部の皆様、これからの4年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症、8月の台風や豪雨災害などの被害に遭われ、お辛い状況でいらっしゃいます皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、私たちの健康福祉に貢献して下さっておられます、医療福祉関係者の皆様方、また私たちの社会生活を維持するために必要な仕事に従事されておられます、全ての皆様方に心から敬意を表します。いつも本当にありがとうございます。

依然として、課題は山積しておりますが、6月から順調に行われております「新型コロナワクチン接種」、町長の想いが詰まっております町独自の経済対策支援、8月の災害復旧、引き続き町民の皆様方の心に寄り添う行政をお願い申し上げます。そして、今こそ、いつも町長がおっしゃっておられます“チーム隠岐の島”として、みんなで力をあわせ、この難局を乗り越えてまいりましょう。

それでは、通告にしたがひまして質問をさせていただきます。

まず、一つ目でございます「持続可能な活力ある地域社会の形成」についてお尋ねいたします。

私は、次世代が好ましい状態を、現世代のニーズとして取り組む形で、発展方向を見据えました「持続可能な島づくり」へのアクションを起こしております。少し、説明をさせていただきます。

「しおさい未来アクション SDG s」といたしまして、私は女性ならではの視点を活かし、誰もが身近に取り組める活動や環境学習を実施させていただいております。

1つ目は、「食品ロス削減運動」です。食品ロスに関する「出前講座」の開催や「食育活動」また、企業や家庭で余っているお菓子や食品を子ども食堂やセカンド・ハーベスト・ジャパンに寄附をさせていただきます「フードドライブ活動」を実施させていただいております。

2つ目は、人や社会、環境などに配慮した消費活動のことを「エシカル消費（倫理的消費）」と申します。私たちは皆誰もが、消費者でございます。日々の暮らしの中、買い物を通じて世界の問題、地域の課題を解決に向かう一旦を担っております。そこで、誰もが取り組みやすいエシカル消費の啓発活動や、昨年度から新型コロナウイルス感染症に伴います状況を鑑みまして、私たちに何かできることはないかと考えました。そこで、当団体で販売している商品にエシカル寄附付きシール、1商品当り5円ですが、島の医療物資等の寄附に使わせていただきます「まごころご縁（5円）プロジェクト」を実施させていただいております。

3つ目は、隠岐の島から世界の子ども達に“笑顔”を届けよう！「ペットボトルキャップ回収運動」でございます。全国障がい者福祉援護協会、“世界のこどもにワクチンを”日本委員会と共に実施させていただいております。開発途上国の子どもたちへの「ポリオワクチン」の支援、障がいをもっておられる方々の雇用や社会参加の促進、そして地球温暖化の原因であります二酸化炭素の削減に貢献しています。

4つ目は、地元小中学校、隠岐養護学校の生徒の皆さんと一緒に、食と命のつながりや、里山・里海の大切さを学ぶ「故郷学習」を、そして、地域の方々と共に環境保全活動を実施させていただいております。

最後5つ目、本年度から始まっている活動でございます。持続可能な開発目標 SDG s の啓発活動といたしまして、チラシを使って、誰もが身近に取り組める紹介や SDG s の概念を、また、新型コロナウイルス感染症にともないます差別や偏見をなくすために「シトラスリボンプロジェクト」を実施させていただいております。現在、“シトラスリボン”2,200名の皆様方にご参画をいただいております。この活動におきましても、その他の活動においても、地域住民の皆さん、企業の皆さん、各種団体の皆さんにご参画をいただいております。

実際に現場に出向きますと、「あっ、SDG s のマークだ」「シトラスリボン早速つけたよ」「み

んなで気を付けながら乗り越えていこうや」「このこと大事なこと、私たちも広めて行きたいので作り方を教えてください」等、町民の皆さんにとって、これらの活動が、SDG s が誰とでも共有できる“コミュニケーションツール”として、身近な存在になりつつあります。

また、SDG s が人と人を結びつけ、地球と地域をよくする取り組みであるということを理解され、“思いやりの輪”が「草の根運動」で広がっています。すでに町民の皆さん一人ひとりが自分にできることは何かを考え、思いやりの輪が皆さんの日常的にできることにチャレンジし始めているところでございます。

そのような中、6月の「一般質問」におきまして、牧野議員がSDG s について言及してください、町長は、今年度は理解を深めるために職員研修を実施し、次年度以降、全体的な仕組みづくりを実施するとおっしゃいました。そのことについて私も理解をいたします。

ですが私は、先般の町議会選挙におきまして「SDG s の進め方」としまして、「あなたも、わたしも、みんなでつなぐ、みんなと一緒に行動する！“みんなでやらあや！”」と強く訴えてまいりました。

機運が高まりつつある中、職員の皆さんだけで共有するのはもったいないなあと思います。そこである程度、SDG s が推進されたところで住民の皆さん、企業の皆さん、各種団体の皆さん、みんなを交えて、実施することに意義があると思います。そこで、ここからは、私からの提案です。

SDG s の先駆的な取り組みとして有名なのが、神奈川県です。神奈川県は官民共同でSDG s を原動力とした「地方創生」を推し進めております。本日は、“神奈川モデル”と町長の理念をもとに、私なりに考えて“デザイン”をさせていただきました。

町長の理念であります「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」「帰ってよかった」、この「よかったが響くまち 隠岐の島」と我が町の「第2次総合振興計画」、これを踏まえたいうえで、重要施策分野11分野あります。

この中には、この度の災害復旧であります「防災分野」や新型コロナウイルス感染症に伴う「保健分野」も入っています。そして、それぞれの分野の色については、SDG s の目標の同じ色味を付けさせていただいております。

SDG s 17の目標に対して、169のターゲットがありますが、このターゲットというのは目標達成のために、何をすればよいのかという手法、方法です。我が町の課題解決に向けてのアイデアと行動をSDG s という“新しいものさし”を使い、お互いを掛け合わせる「施策のクロス展開」を行ってまいります。

この「施策のクロス展開」は神奈川県が考案した方法でもありますし、命名した言葉でもあります。

まず始めが、分野と分野を掛け合わせてまいります。(分野×分野)

この考え方には、2つの意味があります。1つは日本政府もSDGsを重要政策課題と位置づけ、自治体に対するSDGsの導入に力を注いでおります。そこで、政府の今後の取り組み指針であります「アクションプラン」に盛り込まれました「SDGs実施方針」の8分野、8個の課題と隠岐の島町側の関連する課題を掛け合わせて、補助事業を導入することで目標達成を目指してまいります。というのがひとつの考えです。

もう一つは、SDGsをどうやって推し進めていくのかということです。隠岐の島町側の分野とSDGsの同じ分野で活動している地域住民の皆さん、企業や各種団体の皆さんとの相互連携を図ることで、あらゆる人々の活躍推進につなげてまいります。

最後、「分野×手法」になります。ここがポイントになります。誰もが身近に取り組める方法でございます。先ほどSDGsには169個のターゲットがあると言いました。このターゲットは、目標達成のために何をすればよいのかという手法、方法でございます。そして、お互い連関性があるということと、足りないところを補いながら取り組むこともできてまいります。

そこで、隠岐の島町側の分野と、SDGsの分野の手法を掛け合わせることによって、地球規模の危機を、暮らしの視点で捉えることによって、誰もが明日からでも自分できることに“チャレンジ”することができてまいります。少し具体的に申しますと、「地産地消」に取り組んでみたり、来月からは「食品ロス削減月間」です。今「手前取り運動」が啓発されておりますが、後から取るのではなく、前から取することを心がけてみたり、省エネに心がけてみたり、また地域の活動に参加したり、いろんな活動がございます。地球も地域も良くなる取り組みに繋がってまいります。

今、新型コロナウイルス感染症や災害などの非常事態の危機に直面していますが、こんな時こそSDGsの視点で行動を考え、取り組むこともできると思います。このように包括的に捉えることによって、隠岐の島町らしさを体現したSDGsが完成されるのではないかなと思われまます。

そして、私はもっと皆さんに親しみを込めて感じてもらいたいと思ひまして、“お茶の間SDGs”と名付け、合言葉を「みんなでやらあや！」というこゝで行っていきたくと思ひております。住民の皆さんの声や思ひを、島内の消費循環や女性の活躍推進に取り組んでおられ

ます企業の皆さん、地域の課題を解決するために取り組んでおられます各種団体やNPOの皆さん、そして町民の皆さんの声を拾い上げて、町の施策に反映していきます私たち議会、そして隠岐の島町の特性を活かしながら、新たな仕組みでサポートしていく行政の皆さん、そして、将来的になります。SDGsがある程度推進されたところで、「地方創生」に向けた自律的好循環に、金融機関が加わることになると思います。このような多様なパートナーの皆さんと共に実施させていただきたいのですが、昔ながらの上から下へといった、上意下達式を望んでいません。世代や組織・立場など垣根を超えた横の連携を求めてまいります。

「みんなでやらあや！」ですので「みんなでどげすっかえ！」と考えて、「今度、こげしてみようや！」という方向性、結論が導きだされます。それが、町の施策、各種計画等に反映され、そして事業を実施してまいります。

事業実施後はフォローアップのお話になりますが、我が町の「事務事業評価」「行政評価」において評価されると思いますが、その時にSDGsの視点からみた効果だったり、優先的課題が顕在化されると思います。そこで再度、“お茶の間SDGs”に戻ってきまして、皆さんと共に課題を共有します。

どんな効果が生まれたのか、直接的なこともあれば副次的な効果もあると思います。また実際やってみたら「ここ失敗したなあ、今度はこげしたら良くなるかもしれんけん、こげしてみようやあ」ということで改善策が反映されて、そしてまた事業を実施すると。

このように、循環的な流れを繰り返すことにより、課題が整理されるだけでなく、なにより自分ごととして考えるSDGsのまなざしと、意識と行動の変革により、持続可能な地域社会が形成されると思われま。

持続可能な地域社会の形成を進めるためには、やはりSDGsの概念が必要不可欠で、そして町長の「よかったが響く隠岐の島町」の実現にもつながる取り組みであると私は確信しています。

そこで、町長に二つのことにつきまして、お伺いいたします。

一点目、SDGs推進にあたり、職員研修実施後、住民の皆さん、企業の皆さん、各種団体の皆さんと協働で取り組むお考えはおありでしょうか。

二点目、提案させていただきました、私の身近に取り組むことができる“お茶の間SDGs”について、町長のご見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

答弁に先立ちまして、まずは元気で負けないように頑張っていきたいと思っております。

先ほど説明のありました、岡田議員の取り組みに対し、感服いたしますとともに、現在本町で計画しております「SDG s の推進」について、ご説明させていただきます。

本年6月定例会における、牧野議員の一般質問を受け、「SDG s の推進」につきまして、職員研修以外に、今、何かできることはないか検討いたしました。「第2次総合振興計画」や、私の「選挙公約」を体系的に整理しますと、人口減少の抑制に取り組み、「住み続けられるまち」、そして「よかったが響くまち」を目指し、各施策を実施していることが見えてまいります。また、その施策には、既にSDG s の具体的活動に、合致するものが多く存在いたします。

そこで、「第2次総合振興計画」とSDG s を関連付け、さまざまな施策を推進していくことを計画いたしました。今後は、町民の皆様、本町におけるSDG s の推進方法をご説明させていただくとともに、本町が発行する広報誌等にSDG s の絵文字を用い、本町の取り組みとSDG s の関連性について、分かりやすくお伝えしていくこととしております。

それでは、岡田議員の分割質問一点目、「持続可能な活力ある地域社会の形成」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「官民連携によるSDG s の推進」についてであります。先ほど申し上げましたとおり、「第2次総合振興計画」とSDG s を関連付け、さまざまな施策を展開することとしております。「第2次総合振興計画」の基本理念や基本目標に示すように、「町民の皆様と行政との連携、そして協力」無くして、まちの将来像の実現はあり得ないと考えているところでもあります。SDG s の推進につきましても、その実現に向け、町民の皆様、企業の皆様、各種団体の皆様、そして行政が一体となって、推進していく所存でございます。

次に二点目の、『お茶の間SDG s』についての見解についてであります。一点目の回答と重複しますが、すべての町民の皆様と共に、SDG s に取り組むことは重要であると認識しております。そのうえで、全体的なSDG s の推進は、「第2次総合振興計画」に掲げた推進体制により実施していくことが、よりスムーズであると考えているところでございます。また、一人ひとりができることから取り組み、それらが集まり大きな流れを創り出すことも、重要であると考えます。SDG s に関する個々の取り組みを取り上げ、町民の皆様にお知らせする仕組みづくりを検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田智子）

町長の思い、お気持ち、とてもうれしく、またSDG s 推進に向けまして同じ思いであること、本当にうれしいです。ありがとうございます。

11番の「住み続けられるまちづくり」をベースにSDG s を展開していくということ、理解

をいたしました。例え小さなことでも“だれかの笑顔”に繋がりますし、またみんなで一緒に取り組むということは、今よりもっともっと“すばらしい隠岐の島町”になると思います。

再質問はないですが、推進にあたり2つだけお願いがございます。

私は、地域でお父さん、お母さんたちの人情の機微に触れながら活動させていただいております。いつも現場で思うことがございます。それは、我がふるさと隠岐の島には、隠岐を良くしたいと一生懸命努力される皆さんの、命の輝きがあること。また、隠岐の島町のために「何か役に立ちたい」「社会に貢献したい」と願う方々も大勢おられます。

そんな皆さんの「隠岐」を愛する、この気持ち・思いに私も勇気をいただいております。ですが、まだ、ふるさとの発展のために尽力しているのですが、光のあたっていない地域の皆さん、企業の皆さん、各種団体の皆さんおられます、誰もが活躍できる、そんな皆さんの生きがい感こそ、これからの未来に繋ぐ大きな力となり、SDGsの概念を踏まえた町長の施策は、より“隠岐の島町らしさ”、地域アイデンティティを高めた魅力的なふるさとになると、私は信じています。

もう一つ、私の提案は「試行的」なものでございます。実際に動いてみれば、もっと素晴らしいものが生まれてきます。動いてみてからの判断になるかも知れませんが、“まちづくり”の持続性の確保、そしてこれらをより具現化するためには条例化をしたほうが、より円滑化するかもしれません。この2つのことを、どこか頭の片隅に入れていただきながら事業を進めていただけると、とてもうれしいです。何れにいたしましても町長の「よかったが響く 隠岐の島町」の実現に向けて、私も「みんなでやらあや！」の思いと行動で、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、分割二点目、「災害発生時における公的住宅等の一時提供」についてお尋ねいたします。

近年、地球温暖化による気候変動に伴い、全国各地で、私たちの想定を、はるかに超える激甚な自然災害が発生しています。静岡県熱海市の土石流災害、佐賀県六角川、島根県江の川の河川氾濫は、記憶に新しいところでございますが、わが町も2年連続で、「50年に一度の記録的な大雨」による豪雨被害や、台風による浸水被害並びに住宅の破損等、多数あったように見受けられます。これは、大規模災害の発生を懸念する時代に入ったことを認識するとともに、平常時からの防災・減災対策への強化を図る必要があると思います。

そこで、災害に強い「居住環境づくり」といたしまして、災害発生時から復興に至るまでの、応急的な住宅供給に対する具体的な施策の検討が求められておりますが、我が町におき

ましては町民の皆さんの住生活の安定と、向上に資する総合的な住宅計画として「隠岐の島町住宅マスタープラン」を作成しております、その中でセーフティネットに配慮した住まいづくりを、政策目標に掲げ、災害時における公営住宅等の適切な運用を検討することとしています。

また、島根県におきましても県内外で大規模災害が発生した際、速やかに県営住宅を提供できるように、「大規模災害発生時の県営住宅の提供ルール」を定め、平常時からの事前準備が行われているところでございます。

今後も、このような自然災害にいつ、どこで見舞われるか予測できない中、地域に目を向けますと、今もですが、これからも高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の皆さんが増えつつあります。住民の皆さんが可能な限り、住み慣れた地域で、安心・安定的に暮らせるためにも地域に配慮した、災害公営住宅的な運用や仕組みづくりを検討する時期にきていると思います。

そこで、町長に二つのことにつきまして、伺いたいします。

一点目、災害発生後、速やかに、被災された方々に対して、公営住宅等の提供は可能でしょうか。

二点目、「災害発生時における住宅支援マニュアル」、手引書的なものでございます、それを作成するお考えはおありでしょうか。よろしく願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の分割質問二点目、「災害発生時における公的住宅等の一時提供」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「災害発生後、速やかに、被災された方々に対して公営住宅等の提供は可能か」とのご質問についてでございますが、現在、災害により住宅に困窮することとなられた被災者の生活の安定を図るため、町営住宅の目的外使用を許可しており、今回の台風及び豪雨災害におきましても被災された方、2名の方が町営住宅に入居中であります。

次に二点目の、「災害発生時における住宅支援マニュアル等の作成」についてであります、議員仰せのとおり、県は「大規模災害発生時の県営住宅の提供ルール」を策定し、災害時における住宅困窮者への提供戸数及び家賃免除等の情報について、ホームページなどを利用して発信しております。

本町といたしましても、被災者の居住の不安解消のためにも、同様なマニュアルを策定したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田 智子）

ありがとうございます。災害時に公営住宅などの住宅提供があるということ、また「災害用の住宅支援マニュアル」、「手引書」を作成していただける、ご検討いただけるということで、町民の皆さんも安心されると思います。

そこで、それを踏まえたうえで一つ質問をさせていただきます。今、地域には公営住宅の公的な住宅と、民間賃貸住宅の民間的な住宅が存在しています。ただ地域によって、公的なもの、民間的なものの数にはバラつきがあったり、バランスもいろいろだと思います。先ほどから高齢世帯の皆さんが増えつつあるというお話しをさせていただいたんですけども、やっぱり災害が起きて被災された時には一時避難を、長年住み慣れた地域での一時避難を希望されると思います。その時に公的なもの、民間的なものがいっぱい満室だったときにですね、地域に目を向けてみますと空き家がございます。空き家の利活用だったり、空き家バンク制度を踏まえた活用も検討をしていくことが可能ですかということが一つと、防災施策と福祉施策の連携というのが大事になってくると思うんですけど、そういった地域で支えていく仕組みづくり、強化していく体制につきまして、いかがお考えでありますかお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問につきましては、空き家の活用は可能か、またそういった仕組みづくりをどのように考えているかということでございますが、当然災害で困窮されている方がおられることは、まずはそこを優先すべきでございますので、空き家等の活用をやっていく考えです。

また「空き家バンク」の方もホームページでお示ししておりますが、なかなか「空き家バンク」の方も活用なされていないという現状もございます。いろんな面で課題はあるにしても、最初に申しあげました住宅に困窮する災害等が発生した場合ですね、こういった方々の生活を守っていく、これが我々の使命でございますので、当然ながらその部分はやっていこうと思います。

そしてまた、これらの仕組みづくりについてですが、福祉関係、現在も災害に遭われた方につきまして、情報を共有しながら、そのご家庭に伺ってどのようにお考えかということをやりにながら、しております。今回被害が多かった地区の、多くは高齢の方のほうにもお出かけして、同じ地区内に公営住宅があるかと言いましたが、やはりもっと小さい自分の地区でないとならんというようなことがあり、いろんなケースがありますので、引き続き福祉関係者と福祉担当部局との連携を密にしながら、被災された方に寄り添った形での住宅が提供できる、そういった形を作っていきたいと思っています。

○1番（岡田 智子）

ありがとうございます。災害に備えた住宅の確保、それから防災施策と福祉施策の連携に向けた働きかけ、これが大事だということでおっしゃっていただき、ありがとうございます。

実は今回、この質問をさせていただきましたのは、私もこの度の災害に伴って高齢世帯のお父さん、お母さんたちとお話をさせていただきました。皆さん、男女問わず言われたのが、「2週連続でライフラインが途切れて本当に心細かった」、「夜になると不安になった」、そして何より私の心にずしりと響いたのが、「正直のう、こたえたわのう」この「こたえたわのう」と言ったときの表情、姿、これを拝見した時に本当に大変だったということが理解できました。

先ほど、町長が地域で支えていく連携を密にする、被災者の皆さんの心に寄り添って対応していくという事をおっしゃっていただいたのですけれども、今回、私も改めて地域のお父さん、お母さんたちから、やっぱり災害時も途切れない福祉を地域の中で行うこと、それから長年^{つちか}培った地域の絆、これを失ったらいけないんだなということをお父さん、お母さんたちから学ばせていただきました。

災害に備えた防災施策が進んでいると思います。その時にまた、高齢世帯の皆さんに対する住環境の配慮もお願いを申し上げて、質問を終わりにしたいと思います。いろいろと初めてで、不慣れなこともありました。またいろいろと資料提示など、ご配慮もいただきました。いろいろとお世話になりまして、ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、岡田 智子 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

分割質問一点目、「本庁舎内の職場の環境改善」について質問いたします。

本庁舎内の職場環境については、私自身、各課を訪れ現状を把握するとともに、提案もさせていただきましたが、庁舎内の環境改善は全庁的に意思統一し、取り組む必要があることから、二点について質問させていただきます。

まず一点目は、本庁舎内、一部の課を除き、お昼正午ちょうどから一斉に休憩を取っているのを目にします。お昼休憩は町内の一般企業、職場でも特殊な業種を除き、ほぼこの時間が休憩に充てられているのではないかと思います。

本庁では納税等の「時間外窓口」などの開設を定時放送でお知らせするなど、住民の皆様

に広く知らされているところではございますが、その他の手続き等においては、ある住民の方から自らお昼の休憩時間を割いて来庁した時に、「玄関の自動ドアが開くと食堂に訪れたかのような匂いがする。窓口では、各課、各自の机で昼食をとっている光景が目にとまり、食事の職員に対し大変恐縮した。こんな光景は、民間企業などでは考えられない。」という、ご意見がございました。

職員の方に事情を聞くと、本庁舎内に一般企業で言う食堂が無く、お昼 12 時頃になると各課窓口に出前やデリバリー弁当が届けられ、訪れる住民の方に、いつでも対応ができるよう、課内の自席で昼食をとっているとのことでした。その時間に訪れた住民の方からすると、果たして良い職場風景と捉えられているのかは疑問です。

本庁舎 1 階、一部の課においては休憩時間をずらし、住民の方々の手続きなどがスムーズにできるような体制を実施していますが、他の課においては、昼食時の職員の配置に関して課題があるように思います。

以上を踏まえ、町長にお尋ねいたします。昼食時の職員の休憩時間のとり方と食事が出る場所の確保についてのお考えをお聞かせください。

もう一点、本庁舎内の「喫煙場所」について質問いたします。

本庁舎玄関前の駐車場は西側の出入り口からロータリー形式に通行し駐車できるようになっていて、用事を済ませると出口には「一方通行」になっており、庁舎東側に設置された喫煙所横をどの車も必ず通行するようになっています。つまり、車での来庁者は 100%喫煙所横を通行することになります。駐車場内は徐行して運転するので、喫煙している方々をよく見かけます。

本庁舎の規模で「受動喫煙」などをなくすという観点から、「分煙」のための喫煙所の設置は必要と認識していますが、本庁舎は屋外喫煙所であり、喫煙所に人影を確認すると、いつも誰かが休憩しているかのように捉えられるのではないのでしょうか。

喫煙に関して、たばこは嗜好品であり、健康維持に対する考え方は個人の自由だとは思いますが、しかし、禁煙を推奨する立場の役場職員が人目につく場所で喫煙をする様子は、来庁される方々にどう思われるかを考慮すると、喫煙場所の移動または、パーテーションパネル設置などの工夫する必要があると考えます。

以上を踏まえ、改めて町長にお尋ねします。喫煙または、喫煙所に対する町長の見解と、喫煙場所の移動やパネルの設置をするなどの考えがおありかをお尋ねいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の分割質問一点目、「本庁舎内の職員環境改善」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「昼食時における就業体制」についてであります。議員ご指摘のとおり、一部の部署では昼時の窓口業務を当番制で対応しているところではありますが、それ以外の部署におきましては、正午から午後1時の1時間に昼休憩をとっております。また、庁舎内の昼食につきましては、職員専用の食堂や休憩室等のスペースがございませんので、ほとんどの職員が自席にて食事をとらせていただいているところであります。

ご質問いただきました、「昼食時の職員の休憩時間のとり方と食事が出来る場所の確保」についてであります。議員仰せのように、職員が自席で食事をとることで、お昼時に来庁される皆様が恐縮されることがあるのであれば、大変申し訳なく思うところでございます。

今後につきましては、会議室等の利用など食事が出来る場所の確保や、窓口業務の当番制での対応など、来庁される皆様方にとって、どのような方法が最善であるのか、お昼時に来庁される方が比較的多い、本庁舎1階の部署を中心に検討してまいりたいと考えております。

次に二点目の、「庁舎内の喫煙場所に対する考え方」についてであります。「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、行政機関においては、原則、敷地内禁煙と定められておりますが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置が取られた場合、喫煙場所を設置することが可能となっております。

本庁舎における喫煙場所につきましては、受動喫煙を防止する観点から、庁舎内は全面禁煙としながら、来庁者の皆様が往来いたします正面玄関から一定の距離を置いた現在の場所に設置したところであります。

ご質問いただきました、「喫煙場所に対する考え方」についてであります。健康意識の高まりから全国的に喫煙者が減少傾向にあります。受動喫煙を防止するため庁舎内は「全面禁煙」としながらも、法令の範囲内において、庁舎外に喫煙所を設置することはやむを得ない措置だと考えております。

また、喫煙所の移動や、パネルの設置などにより喫煙者が目立たないようにしてはどうかとのご提言をいただいたところであります。まずは、喫煙所を利用する職員に対して、喫煙所内での喫煙等をはじめとするルールの徹底を指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇2番（牧野牧子）

休憩時間のとり方については、「労働基準法」の休憩時間の三原則に則って考えていただく

ことと、役場は公共サービスを提供する場と考え、住民の方々のご意見を基に検討していただきたいと思います。

今ひとつ再質問をさせていただきます。先ほどの答弁の中で「喫煙所内での喫煙等をはじめとするルール徹底を指導してまいりたい。」と言われました、こういったルールの指導でしょうか、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

こういった形でルールを徹底させるのかということですが、議員ご指摘のありましたように、ロータリーを進む車両にとって非常に喫煙者が目立つ、いつも職員が喫煙しているのではないかと、というような捉え方をされるという見方もあるところから、まずは喫煙所の建物内できちんと喫煙をするという最低限の建物内での喫煙をするというルールは守らせるということを一番に考えています。

○2番（牧野 牧子）

今の答弁で、「マナーを守る」という捉え方でよいのでしょうか。

それでは、分割二点目、「新型コロナ感染者に対する誹謗中傷の防止対策」についてお聞きいたします。

感染者の方を「誹謗中傷」から守るためには、ご自身やご家族、関係者に対し、嫌な行為や言動はお互いにしないように心がける啓蒙活動が肝要と思います。

本町においては、先月数名の方々が感染されました。役場としても「誹謗中傷防止」に向け、町内放送や広報などで感染者やその家族等に対する偏見や差別しないようお願いをされています。

しかしながらその後、感染者の方や関係者に対する「誹謗中傷」が無かったとは言えませんでした。全国に目を向けると感染者やそのご家族、学校や勤務先などに対し SNS 等の媒体による匿名での心ない誹謗中傷や、間違った情報の拡散、感染症に対する不安や恐れから感染者を詮索する事例などが発生していることは憂慮すべきことであります。

本町の場合は、離島であるために他の自治体より感染者が特定されやすく、誹謗中傷や差別が起こりうる環境にあると感じています。しかし、それは人情あふれる島、感染者を特定したいがためではなく、感染経路をいち早く知って、自ら感染対策をするものであって、隠岐の島町内で、決して「誹謗中傷」する行為は無いものと私は信じたいです。

現在も新型コロナウイルスは感染力の強い変異株へと進化し続けており、国内でもワクチン接種後もブレークスルー感染者が確認されるなど、誰しもが感染し得る病気であると考え

られます。

他の自治体での取り組み事例で、香川県では感染者に対する「誹謗中傷防止対策」として、県内の団体や個人とも連携をして「No コロナハラスメント啓発キャンペーン～正しい情報をもとに冷静な行動を～」のスローガンで、たとえウイルスに感染しても、誰もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会にする。「ただいま」「おかえり」と言いあえる町であるなら、安心して検査を受けることができ、ひいては感染拡大を防ぐことに繋がるとして、シトラス色のリボンを身に着け、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見がない“まちづくり”を目指している事例がございました。

本町においても、一部の団体や商店でシトラスリボンを配るなどの啓発活動も行われていますが、さらに町として、広報と併せ本町独自の啓発活動をする必要があるのではないかと感じました。

終息の出口の見えない「ウィズコロナ」の世の中であるなら、以前のように観光地としての再開もしくは、島外に住む家族が気兼ねなく帰省ができるよう、これまでと同様、感染症予防対策の徹底と誹謗中傷の無い隠岐の島町を目指していただくべきと感じましたが、そこで、感染者の方々に対する「誹謗中傷防止対策」についての町長の認識と、今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の分割質問二点目、「新型コロナウイルスの感染者に対する誹謗中傷の防止対策」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、新型コロナウイルス感染者の方に対してのみならず、人への誹謗中傷は、「してはならない」、そして「許してはならない」と、強く感じております。本町におきましては、島根県内での新型コロナウイルス感染事例の確認以来、広報や防災行政無線による啓発活動と、新型コロナウイルス感染症から人権について考える研修会を実施してまいりました。また、島根県人権啓発推進センターと連携し、相談体制の確保も行っております。

今後につきましても、誹謗中傷や差別をさせない取り組みとして、短期的には、広報や防災行政無線による啓発活動を継続して実施してまいります。また、長期的には、研修をとおして、誹謗中傷や差別を「しない」、そして「許さない」人づくりに取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野 牧子）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時55分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 14時40分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 14時55分 ）

一般質問を続けます。

次に、10番：池田 賢治 議員

○10番（池田賢治）

それでは、通告いたしました「一般質問」2項目について質問いたします。

一点目、「大山・隠岐国立公園としての取り組み」についてということですが、ご承知のとおり、「大山・隠岐国立公園」は、鳥取県、島根県及び岡山県の三県にまたがる面積、陸域が35,353haの国立公園で、中国地方最高峰である大山とその東南に続く蒜山三徳山地域、隠岐地域、島根半島地域（東部・西部）及び三瓶山地域の5つの地域から成りたっております。昭和38年4月に国立公園として指定され60年余を迎えようとしています。

平成28年3月成長戦略と地方創生の大きな柱として、観光を基幹産業へと成長させるべく「観光ビジョン」がとりまとめられ、裾野の広い産業である観光を通じて活気ある地域社会の実現を目指すためには、これまで十分に活用されていないものを含め、本町の自然・歴史・文化・食等の豊富な観光資源を今まで以上に活用することが必要とされ、この目標の達成に向けて、先行的、集中的に取り組みを実施する国立公園として8つの国立公園が選定されたところであります。

この1つに「大山・隠岐国立公園」が選定されたことを受け、平成28年9月に官民が力を合わせて取り組むため、地元関係者や関係機関から成る「大山・隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」を設立し、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした「ロードマップ」として位置づけ、国立公園を核とした誘導や魅力の「目指すべき姿」の具体的な取り組み方針を策定しております。

本町においても、これを受け「大山・隠岐国立公園」にまたがる魅力を最大限に引き出すために、平成23年度から平成28年度の6年間、インバウンド対策として案内板の設置、公

衆トイレの洋式化、遊歩道の再整備、官民一体となったウルトラマラソン、各種イベント、また、本年度竣工された隠岐ユネスコ世界ジオパーク拠点施設など対策が構築されてきたことに対しては評価するところであります。しかしながら、ここ最近の大雨や台風による自然災害により国立公園としての景観や自然公園は荒れ放題の状況であります。町長が提言している“まちづくり”の柱となる「訪れてよかった」の政策にはかなりの隔たりがあると考えるところです。

今でこそ影が薄くなってきている「大山・隠岐国立公園」の名称を基盤に、隠岐は「国立公園」であると国・県に強く財源支援策を全面的にアピールすると共に、基幹産業である観光振興を推進するべく、広く国立公園としての名称を情報発信すべきと考えるが、町長の所感を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、池田賢治議員の分割質問一点目、「大山・隠岐国立公園としての取り組み」についてのご質問にお答えします。

平成28年度から、国及び島根県・隠岐島町村が一体となって、世界水準の旅行の目的地としてブランド化を図る「大山・隠岐国立公園満喫プロジェクト」を推進しております。引き続き、国内外からの利用者の回復を目指し、本年度から令和7年度まで5年間の取り組み指針を示しております。

議員仰せのとおり、「大山・隠岐国立公園」の名称を基盤に、国・県に支援策をアピールし、基盤産業である観光振興を推進するべく情報発信することは、大変重要なことであると考えております。

これまでも、「大山・隠岐国立公園満喫プロジェクト」の取り組みの一つとして、国内外にプロモーション映像を配信するデジタルマーケティング業務を行ってまいりました。

今後、さらに「隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会」と関係機関が連携を図りながら、認知度を高めるよう、誘客促進動画の配信など情報発信に取り組んでまいります。併せまして、町民の皆様にも「大山・隠岐国立公園」の魅力と価値について、学習教材として活用するサイト紹介動画の制作や、環境省の隠岐管理官事務所とも連携した「自然体験イベント」を実施していくなど取り組みを進めてまいります。

また、本年8月9日に発生した台風9号により、町内の自然公園は10か所が被災しており、安全・安心の確保と景観の保全のため、年度内復旧に向けて取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（池田賢治）

町長の答弁をいただきました。

答弁の中で、環境省の隠岐管理官事務所とも連携した「自然体験イベント」を実施していく。という答弁でありました。

ここにジオパーク拠点施設から「パンフレット」をいただいております。多分、町長が言われるのは、このパンフレットではないかと思えます。大きく「大山・隠岐国立公園」と明記されているのです。もう一点、これは境港市の境海上保安部が「大山・隠岐国立公園、日本海隠岐群島西郷岬灯台」という形で、こういうものを国が発行しているのです。また、県も同じように「国立公園とジオパークの連携」ということで、「大山・隠岐国立公園」と「ジオパーク」が自然公園ということで重複する部分もありますが、こういう風に「国立公園」というのをきちんと謳っているのです。だから、国も県もある程度の理解はしていると思えます。

そこで私は、「大山・隠岐国立公園」として指定されてから半世紀以上も経過されておりますので、行政をはじめとして“隠岐びと”が「国立公園」としての認識がかなり薄らいできているのではないかと考えるわけです。何とか、今までの経過を踏まえながら、今後も観光に繋げるためにも、こういう国・県と同じように、「大山・隠岐国立公園」という名称をきちんと謳ったもので、どんどん県外、島外に情報発信をするべきではないかという事で、今回、この「一般質問」をさせていただいたということです。

もう一点は、平成30年9月8日に町発行の観光課が発行した「お知らせ便」です。この中にこういうことが謳ってあります。「隠岐の島町では、大山・隠岐国立公園に指定され、世界ジオパークに認定されている自然環境を保全するために、9月を認定記念と称して津戸、塩の浜ビーチクリーン活動を行う」とのお知らせが入っていました、私はこれを見て、「国立公園」として良い活動をするなど思っていました、途中で途絶えてしまいました。

今回の議会前の、我々の所管する委員会報告の中でも「隠岐の島町版のSDGs」ですか、地域振興課がこの事について報告があったわけですが、この17目標の中にも自然環境の保全が謳われております。まさに、私は「大山・隠岐国立公園」という名称をどんどん宣伝することによって、まさに「継続は宝なり」ということではないかと思えます。

再度、「隠岐国立公園」としての町長の取り組み方にかかる、考え方があればお伺いしたいと思えます。

○番外（町長池田高世偉）

再質問の今後の取り組み方にかかる考え方ですが、確かに議員仰せのとおり「大山・隠岐国立公園」という名前、町民の皆様方にとって、その名称が薄らいできているのは否めないと、個人的にも正直には思っております。そこには、ジオパークという新たな世界が加わったことの認知度を高めるための「隠岐世界のジオパーク」ということも優先的にやったという部分もあろうかという反省も、今、しております。

議員がおっしゃるとおり、昭和38年に指定された「大山・隠岐国立公園」、まずもってその当時から隠岐は「大山・隠岐国立公園」だということを、我々子どものころは聞かされ、言わされ、認知してきた部分でございます。改めて、並列しながら「大山・隠岐国立公園」という部分も「満喫プロジェクト」もやり、浄土ヶ浦、白島の整備、那久岬もですがどんどんやっておりますので。改めて議員のご指摘を受け、もう一度、「大山・隠岐国立公園」を併せて認知度を高める努力をしてみたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（池田賢治）

町長の方から答弁いただきましたので、是非、このコロナで経済が低迷しているこの機会をチャンスとし、コロナが収束すれば国立公園の隠岐へ「GoTo トラベル」としての、観光推進に繋がるよう積極的に情報発信をしていただきたいという風に思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、分割二点目、「新型コロナ対策と学校教育」について、教育長に質問いたします。

新型コロナ感染の「第5波」の収束が見通せない中、各小中学校の新学期が始まり、学校現場ではこれまで以上に警戒を強める必要があると思われまます。厚生労働省によると、直近一週間にコロナウイルスの感染が確認された10歳代以下は3万人を超え、過去最多となり、学習塾や部活動などでの集団感染が相次ぎ、家庭内で子どもから親に感染するケースも目立ち始めているとのことでもあります。また感染力の強い「デルタ株」が蔓延し、子どもを介して、地域に感染が広がらないように留意しなければなりません。

島根県内においても、9月8日現在、感染者数は1,452人発生し、若い世代の感染が目立っています。本町においても感染防止のため、部活動の制限や修学旅行の中止をした学校もある中、万一学校を休校にした場合、生徒へのパソコン配備も整い、必要に応じてオンライン授業を活用するなど、学びを止めないための取り組みも大切だとは思いますが、児童・生徒に不安とストレスが発生しないように、健康管理にも配慮し、学習機会を確保する必要があります。

現状の学校教育を守りながら、新型コロナへの感染防止対策をどのように進めていく考えなのか、教育長の所感を伺います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、池田賢治議員の分割質問二点目、「新型コロナ対策と学校教育」についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、議員ご指摘のとおり、収束が見えない状況が続いており、長期間にわたりこの感染症と向き合っていかなければならない状況は変わっておりません。従いまして、引き続き文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を基本として、持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、次の四点を重視し、学校運営を継続してまいります。

まず一点目は、学校と家庭が連携して児童・生徒の健康管理と手洗いやマスク着用の継続など感染症防止対策の徹底を図ります。

二点目は、児童・生徒に発熱等の症状がみられる場合の休養や早めの医療機関への受診、PCR検査等の受検についても、学校と家庭の速やかな連携を図ってまいります。

三点目は、地域内で感染者が確認された場合も、直ちに一斉の臨時休業を行うのではなく、保健所の指導を基に、感染拡大状況を確認し、学校の全部または一部の臨時休業の必要性を判断します。

四点目は、子どもたちのストレスや様々な不安など心の健康状態に十分配慮し、相談しやすい体制作りに併せ、感染症を巡る様々な偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めてまいります。

以上の考え方にに基づき、学校教育を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（ 池 田 賢 治 ）

再質問をしたいと思います。

本町は、今のところコロナ感染は落ち着いてきておりますが、県内においては毎日のようにコロナ感染者が発生しております、収束の見通しはつかない現状であります。

クラスター感染が発生すると、学校は大変なこととなり学校現場である教職員をはじめ、保護者への影響と負担もかなり大きなものがあると思います。

教育長の答弁で四つの重点項目がありますが、この四項目は、学校の方には周知されて、

これに基づいて各保護者の方にはこの四項目についてやっていくというのは周知されているのですか、これからの考えですか。そこのところを教えてください。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今、説明した件は、この8月に隠岐の島町に感染者が初めて発見された時の対応を受け、庁内で検討をし、今後はこういったかたちで検討を進めていこうということを確認し、学校、保護者へも通知をしております。

○10番（ 池 田 賢 治 ）

この四点の中の「健康管理」については、学校も保護者も登校をする時に体温計で測ったりして、そこは徹底している様子です。

昨日、杉山交差点の所に栄町の連合会として「街頭指導」にあたったのですが、高校生はほとんどマスクをしております。中学生はパラパラです。小学生においては「集団登校」をしているみたいですが、スクールバスで登校する子は、ほとんどマスクをしておりますが、集団で歩いて登校する子たちは高学年はしているようですが、低学年になると登校も然るに、下校する時も、ほとんどマスクをしていないという状況を昨日見てきたわけですが、実にアルコールで手指の消毒したり、マスクをして行こうというのが、この四点の中でも言われたように、学校と保護者と地域もあると思いますが、徹底されているのかなというのが心配だったものですので、そこのところをもう一度お伺いしたいと思います

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

おっしゃるとおり、子どもたちは毎朝検温をして登校しております。もし、検温を忘れてら担任に報告する義務があります。そして忘れた場合は「保健室」で測って確認するということは継続しております。

マスクについては、マスクが必要な場面をこちらから指示をしております。最低限必要な部分です。ただ、登下校については、自転車通学もありますが、夏暑い時にマスクをして「熱中症」の心配があるので、それは基本しなくてもいいと私は指示をしております。ただ、保護者の考えでマスクをしている方もおられますが、基本集団登校ですが、横に並んでではなく縦並びで登校するように指示しておりますので、マスクの着用は「必要ない」という風に私は指示をしております。それは、子どもたちの「健康」のためにしている部分でございますので、全て、どの生活場面でも「マスクは必要」とは言っておりませんので、ご了承くださいと思います。

○10番（ 池 田 賢 治 ）

教育長から答弁いただきましたので、もっと周知を徹底して、学校の生徒、子どもたちを守っていくという使命もあると思います。学校現場もコロナが発生すると大変だと思いますが、その辺のところ、学校・保護者と地域が連携してコロナ対策を十分周知するようにしていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、池田 賢治 議員の一般質問を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは、通告している内容について質問をいたします。

はじめに、厳しい財政状況を迎えた中で「総合振興計画」にある重要かつ必要不可欠な事業を確実に実施していくためには、それらの事業費(財源)をいかに確保していくか、自主財源が乏しい本町にとっては深刻かつ重要な課題であると考えます。

平成 29 年度以降の財政運営の実態を振り返って見ますと、本町の予算規模は自治体規模を大きく超える予算額となっており、その結果、公債費を大きく上回る地方債の発行と、基金を取り崩すことで、歳入不足を補う苦しい予算編成を行ってきた状況が容易に見てとれるところです。

将来世代に財政負担を残す形の財政運営を続けていますが、残念ながら現状では基金の取り崩しと公債費を上回る地方債を発行していくこと以外に、不足する財源を確保する選択肢がない状況にあると言えます。

基本的に地方自治体の首長には、住民が将来にわたり安心して暮らしていける堅実な自治体経営を維持していくという重要な責務があります。言い換えれば、地方公共団体の首長は財政破綻を招くような自治体経営をやってはいけないということです。

9 月定例会に提出された令和 2 年度一般会計、特別会計の決算は、引き続き町債発行残高の大幅な増加と基金の減少を如実に示す内容となっています。今後も同様な財政運営が続けば近い将来、本町の財政運営が行き詰まることは、容易に予測されるところです。

今一度、本町の経済状況をしっかり検証し、現行の総合振興計画、実施計画も含め、今後の財政運営のあり方について、再考すべきではないでしょうか。

深刻な財源不足が続く状況において、健全な財政運営をどのように確立していくのか町長の所見を伺います。

次に、総合振興計画に「財政の健全化に向けた取り組みの推進」が記されていますが、実

施計画の内容を見る限り、現行計画のままでは財政の健全化を実現することは非常に困難ではないかと懸念するところです。

本町の実情に則した健全で持続可能な財政運営を実現するためには、現実を直視した行財政改革の基本方針を策定し、それに基づく基本計画及び、実施計画を策定し、財政危機を回避するための行財政改革を最優先でやるべきではないでしょうか。

行財政改革断行が必要ではないかとの考えに対する町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問一点目、「総合振興計画における財政の健全化」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「深刻な財源不足が続く状況で、健全な財政運営をどのように確立していくのか」とのご質問についてであります。高宮、藤野両議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、合併直後の厳しい財政状況から、行財政計画に基づき、緊張感を持った財政運営を実施し、指標の改善、基金の造成も出来たところでございます。

実施しております大規模事業や、地方創生を推進するための重点施策の取り組みは、改善を続けた財政指標の数値に、若干の影響を与える見込みではあります。

依存財源に頼る部分が大きい本町にとりましては、国の補助制度などを積極的に活用し、新たな財源を確保するとともに、業務委託など民間活力の導入も推進し、健全な財政運営に引き続き努めてまいります。

また、持続可能な財政運営の確立のため、基金等を活用した、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた事業に取り組んでまいります。

併せまして、収束の見通せない新型コロナウイルス感染症対策、豪雨災害の復旧事業等につきましても、引き続き対応してまいります。

次に二点目の、「行財政改革断行が必要であるとの意見に対する見解」についてであります。税金の減少、社会保障関係経費の増加など、多様化・高度化する社会情勢に対応していくためには、効率的・効果的な施策の推進を図る必要があります。

職員一人ひとりの意識改革や能力向上を図り、選択と集中の徹底による質の高い行政サービスの提供に取り組み、健全な財政運営に引き続き努めてまいります。

議員ご承知のとおり、「第2次総合振興計画」は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「行財政改革大綱」の内容を兼ね備えた計画となっており、行財政改革に関する事項につきましても、基本施策としての主な取り組みや事業効果の目安となる、KPI（重要業績評価指

数)を設定しているところがございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

ただ今、町長から答弁をいただきましたので再質問をいたします。

午前中の一般質問でも高宮議員、藤野議員兩名から、行財政改革の必要性と本町の財政運営に関する大変重要な質問が行われました。それらに対する町長の答弁をお聞きし、町長の財政問題に対する考え方というものも確認できたところがございます。ただ、町長の答弁を拝聴しながらとても残念に思ったことは、これまでも議会で答弁してきた内容を繰り返すのみで、悪化しつつある財政状況を改善するための新たな有効な対応策が何ひとつ、午前中の答弁において示されなかったということでもあります。

確かに本町は、合併後平成28年度までは、基金の積立てを続け、地方債を前倒しにして返済するなどの「行財政改革」を実行し、本町の財政状況が大いに改善されたことはまぎれもない事実であります。しかし、平成29年度以降は、それまでとは真逆の財政運営が続いており、地方債の発行残高がどこまで増加し続けるのか、基金の取崩しはいつまで続くのか、不安をいだくのは私一人ではないと確信しているところがございます。

今回、一般質問をするにあたり「総合振興計画」にある財政の健全化に向けた取り組みの内容や、「総合振興計画」に基づき策定された令和2年度から令和6年度までの「総合振興計画実施計画」の内容を確認したうえで、限られた財源を将来に亘って持続可能な町政運営を確保するためには、まったく不十分ではないかという見解に至り、町長の答弁を求めたところであります。

平成30年度から、いくら地方債の残高が増えたのか、また基金がいくら減ったのかについては、午前中の質問内容から明らかになっておりますので、改めて申し上げますが、今年度の一般会計予算の状況について、ひとつ確認しておきたいと思えます。

9月定例会で「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）」が上程され、約185億8,900万円になる一般会計予算となる予定です。当初の予算額から、約13億5,900万円増加し、その増加した財源として地方債を約4億円発行し、基金から約3億2,000万円の繰入れを行い、この財源不足を補うかたちとなっています。現在の状況では、やはり今年度も地方債の発行残高が約13億円余り増え、かつ基金も9億円余りが減ることが予想できるところでございます。

このような状況をみれば、本町の将来の財政状況について不安を抱くのは当然のことであり、こうした不安を払拭するためにも町民に対して分かりやすく、説得力のある行政改革基

本方針に基づく「財政健全化計画」等を策定し、行財政改革に早急に取り組むべきと考えますが、改めて町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

改めて「健全な財政計画」等を考えること、と言うことだと思いますが、まず一点、破綻を招くような自治体経営を首長はするべきではない、これは当然であります。そのために、我々は今年の決算につきましても、「監査報告」に担当部局が職員全員参加して情報共有、指導、また監査を聞きながら取り組みます。そのうえで、課長会において全ての課長が、今の「財政運営」について共通な考え方を共有します。そして「中期財政計画」という、計画を常に頭に入れながら財政運営を行っています。その中で、適正な借金という言い方は悪いですが、100%借入れをするのではなくて、自治体にあった、お返しする分は20%、30%、そういう計画に基づいた財政運営を行っていることを、もう一回、確認していただきたい。そして、この自治体運営の中で何を求められているか、住民ニーズに対してどのように考えるか、この点を少し違う部分があるかということもご理解いただきたい。

そして、先ほども述べましたように「少しずつその影響はある」ということは、大規模事業等に対してそういうお金を使ってきているから「ある」ということは、ご説明申し上げました。ただ、その大規模事業についても「新庁舎」、あるいは「ジオの拠点施設」についても、計画通りの中で、財政運営の中で「事業を実施した。」という点でご理解いただきたいと思えます。

○7番（村上 謙武）

ただ今、再質問に対する町長の答弁をいただきましたが、私は心配し過ぎなところもあるかも知れませんが、実際、町長の答弁をお聞きしておりまして、この行財政改革の断行が必要ではないかと。また「行財政改革基本計画」というものも必要ではないかという質問に対して、町長は「総合振興計画」の中にKPIの数値として示してありますと。いう答弁内容でありました。

これを見てますと、昨年7月に策定されたものですが、ひとつ気になるのが「地方債現在高」、2024年の目標値が、KPI値が250億円以下となっているのです。先日、決算の審査終わりました。令和2年度末の「一般会計」の地方債残高が約274億円を超える金額が提示されておりました。もう既に、24億円余りを超えております。2024年ですから後3年あるのですが、この3年間で本町の地方債残高を減らすような材料は、今のところひとつも見えてこない。先ほど私が説明したように、今年度の一般会計予算においても、更に増える状況がある

わけです。

町長、本町がいくらきちんとした「財政計画」のもとに行なっていると説明されても、その信ぴょう性というのが、こういうところからなかなか伝わってこないという状況があります。それからもう一つ、先ほど私が言いました「総合振興計画」に基づく、「実施計画」の中に5年間の事業がいろいろ組み込まれております。その中をみて見ますと、これから大変重要な施策も入っております。例を挙げて見ますと、国の「立地適正化計画」に基づく「都市再生整備計画」に基づく、「西郷港のターミナルエリア整備事業」は令和5年度からスタートする予定になっています。また、「愛の橋架替事業」、大きな事業費ですがこれもやらなければいけない重要な事業ということ、それから「五箇支所移転事業」、「中村診療所改良整備事業」等も、私はなかにはあったように見ております。また、「下水道整備事業」に関しても、まだ3分の1ほど残っております。旧役場庁舎の撤去作業もあります。そして豪雨に対する「災害対策事業」も今後必要となってきます。

これらのことを考えると、今後もかなりの「事業費」が必要になってくるという風に思われますので、現在、策定中の「総合振興計画」「実施計画」も、今一度、再考する必要があるのではないかということで「一般質問」をいたしました。

国の施策や指導によって行われた「事業」であっても、地域の実態に合わない面がでてきたり、社会状況の変化によって事業そのものの必要性が無くなってしまう場合があるというのも事実であります。当然、本町の「事業計画」においても、「総合振興計画」の見直しの変更や、一度下した行政判断についても「修正」や「訂正」を迫られる場面も、今後十分に予想されるのでありますので、財政の健全化に向け、何が今後、重要なことなのかということ、是非、町民に対して、我々に対して示していただきたい。

今、私が言ったいろいろな心配、懸念に対して、町長の方から答弁をいただきたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

将来的な「財政運営」について、心配があるのではないかとご質問だと思いますが、先ほども申し上げましたように、破綻を招くような自治体経営はあってはならないわけで、常に議員と同じように心配はしております。大変です。

その中で「中期財政計画」というものを、「総合振興計画」も「実施計画」も踏まえて作っていくなかで、常にその数字は話し合いながら、頭に入れながら、いつも心配をする中で事業をどう組み立てていくか、有利な財源はどこにあるのか、これをみんなで考えながら集約

する、それが町の「事業」だという風に考えております。

その中であって、現在5か年計画で「総合振興計画」に挙がっているものを、全てそのまま実施するという意味ではないです。それは当然、その時にあった見直しが必要ですし、例えば、今年度にあっては一番分かりやすいのは建設課の事業である「道路整備」等についても、災害復旧を優先する関係で「総合振興計画」にある事業を繰延べるといいますか、延期せざるを得ない。その時々状況によって事業を組み立て、財政計画をつくって行くのが、町の仕事だと思っておりますので、議員と同様心配もしておりますし、「実施計画」をそのままやるんだという、ごり押しをする考えもございません。その都度、「実施計画」については、検討してまいっているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〇7番（村 上 謙 武）

それでは、次の「ふるさと納税事業の取り組み」について質問をいたします。

コロナ禍の影響により、外食自粛などで売り上げを大きく落とす地域事業者や生産者が多く見られた一方で、「ふるさと納税」が地域経済を廻し、売上減少で苦しんでいた地域事業者にとって、事業を継続するための大きな助けになった事例も多く報告されています。

報道されているように、コロナ感染症の自粛による巣ごもり需要の増加で「ふるさと納税」の利用が大きく伸張し、令和2年度は全国のふるさと納税額が前年比1.38倍の約6,725億円近くに達し、過去最高の寄附額を記録しています。

島根県下の自治体でも同様に寄附額が急伸しており、「ふるさと納税事業」が地域経済に及ぼす影響が大きくなってきたことは間違いない事実です。

本町の令和2年度の寄附額は前年比で1,088万円余り増加し、約2,740万円となり、寄附件数も前年度比277件増加し、725件となりましたが、残念ながら他の自治体と比較すると、寄附額、寄附件数ともにその差が更に大きくなった状況が見られる状況であります。このような本町の「ふるさと納税事業」の実績について、町長はどう評価をしているのか伺います。

次に、「ふるさと納税」の寄附者には、「地域を助けたい、支援しよう。」と考える人が増えており、そこに活路を見いだす地域や事業者も増え、多くの自治体で新たな返礼品の企画・追加の動きも活発になっています。

コロナ感染症の影響による売上の減少という打撃を受ける中で、苦しむ事業者を助けようという機運の高まりが、「ふるさと納税」が増えた大きな要因でもあることを踏まえ、本町でも納税額、寄附件数を大幅に増やすために、有効かつ積極的な取り組みが急務であると考えますが、町長の所見を伺います。

「ふるさと納税事業」が地域の交流人口を増やし、地域経済を潤すことに有効な事業であることは周知の通りです。また、全国の自治体では、コロナ禍で疲弊した地域経済の立て直しが喫緊の課題となっています。

今、行政に求められていることは、地域経済の振興、発展を目的とした戦略を立て、民間事業者の活力を後押しすることができる有効な施策を打ち出すことではないでしょうか。

その一つの選択肢として、本町の特産品の生産増と雇用の創出を図るために、「ふるさと納税事業」に特化した地域経済振興策を打ち出し、地場産業の活性化を実現させることではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問二点目、「ふるさと納税事業の取り組み」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「本町の令和2年度の納税額、寄附件数の実績に対する評価」についてであります。議員仰せのとおり、昨年度のふるさと納税額は、一昨年度を大きく上回る結果となりましたが、ほかの自治体と比較いたしますと、まだまだ少ない状況であると認識をしているところでございます。しかしながら、業務委託開始から1年7か月が経過し、生産者と委託業者による在庫管理の徹底や、38品目しかなかった返礼品を105品目まで増加させるなど、今後さまざまな展開ができる土台は出来上がったと感じているところでございます。

次に二点目の、「納税額、寄附件数を増やすための戦略」についてであります。昨年度の結果に甘んじることなく、本年度におきましては、より多くの方々に本町を応援していただきたく、2つの「ふるさと納税ポータルサイト」と追加契約を行い、さらなる寄附額の増加を目指します。また、「隠岐古典相撲の開催」を題材に、伝統文化の保存伝承と、アフターコロナのご来島を全国の皆様に訴え、「ガバメント・クラウド・ファンディング」にも取り組んでいるところでございます。併せまして、本年度実施します、来年度以降の委託業者の選定につきましては、魅力ある返礼品の開発方法や、プロモーションの方法に重きを置き、選定を行うこととしています。

次に三点目の、「ふるさと納税事業に特化した地域経済振興策」についてであります。ふるさと納税で多額の寄附を集める自治体の特徴として、他に類を見ないブランド品の存在があります。本町におきましても、全国に通用する商品は多く存在していますが、ブランド力の弱さから、その知名度が低い状況にあります。これまでと同様に、本町の商品のブランド化を推進し、売れるものづくりを行うことで、地場産業を活性化させたいと考えております。

ので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

「ふるさと納税」に対する本町の新たな取り組み等、答弁がございました。昨年よりは一歩も二歩も前進した取り組みをしているなどということは伝わってきましたが、もうこういった取り組みは他の自治体では2、3年前から取り組んで、「ふるさと納税事業」をやっていることとございます。ということで、本町も昨年は約1.6倍増加しましたが、隠岐諸島の西ノ島、海士町もそれ以上の、寄附額を実績として残しています。大変町長に失礼なんですが、海士町と西ノ島町の昨年度の「ふるさと納税額」ざっくりとした金額でいいですので、ご存知でしょうか。（町長（「はい」と）ご存知のようですので、これは総務省の個人の納付額のデータが出ておりますので、海士町が1億2,537万円、本町より約1億円多い寄附額であります。西ノ島町は6,837万円、これも本町の2倍以上の寄附額を記録しております。

ということで、本町の取り組みはかなり遅れているということと、他の自治体との競争になりますけど、それに遅れをとっているという事実が寄附額、寄附件数から出ているわけですから。こういったことから、何とか挽回していただきたい。町民もこの事実を分かれば、もう少し「町、頑張ってくれよ」という風に、誰もがそういう気持ちになると思います。

そこで、町長のご答弁ですが、「これまでと同様に本町の特産のブランド化を推進し、売れる物づくりを行うことで地場産業を活性化させたい。」と言うことでしたが、ちょっと残念ですが、これまでと同様な、こういった考えで地場産業が本当に、他の自治体にひけを取らないような産業に育つかどうかというのは、私は非常に疑問をもっておりまして、もっとこの辺のところを集中して、力を入れていくべきではないかと考えております。

昨年3月の定例会で、私は「ふるさと納税」について似たような一般質問を行いました。その時に、私は「ふるさと納税」に関して高い目標値を設定して、担当部署でプロジェクトチームを作り、県内町村のトップを目指すという考えはないかと質問いたしました。これに対して町長は「以前より横の連携ができていの中で、集まっていただくべき時には自分たちで集まると、自主的にプロジェクトまでいかななくても『ふるさと納税』に関することをきちんとやっていくものと思っております。」と、答弁をいただきました。

こういった町長の考えというのは、今も変わりはないでしょうか。答弁いただきたいと思っております。

○番外（町長池田高世偉）

ふるさと納税額につきましては、議員仰せのとおりであり、隠岐圏域で知夫村を外した場

合、先ほど説明があったように海士町1億2,500万円、西ノ島町6,800万円という状況は十分承知しております。

そして、考え方の中で変わっているか、変わっていないかという点では、「ふるさと納税」を増やすべきだというやり方では変わっておりませんが、ただ「これまで同様」という言葉を使った事態が良くないですが、水産業のなかでも質問があったように、製品のブランド化をもっと積極的にやっていかなければならない。なかなか水産物のブランド化についても取り組んではいるのですが、非常に難しい面がある。それは藤野議員の質問にもお答えをしたのですが、それに加えて、やはりもっと力を入れなければいけないのは製品のブランド化にあわせて、市町村のブランド力だと思います。

「隠岐の島町」というブランドが、もっと観光も含めて全国に周知することも「ふるさと納税」に大きく繋がる、という風に考えています。海士町は、海士町なりのやり方で「海士町」という名前のブランド力を活かした「ふるさと納税」も、自分はひとつの大きな要因だと分析しておりますので、今後は製品のブランド化、弱い部分ですが、それに併せてもっともっと市町村のブランド力を高めていきたいということで、進めたいと思っております。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

次に、8番：菊地政文議員

○8番（菊地政文）

世界中が依然として、コロナ禍の厳しい状況の中、本町の医療従事者並びに町長をはじめ、ワクチン接種にかかわる町職員の皆様や、この困難を乗り越えようと日々ご尽力をされているすべての方々に、心から感謝を申し上げます。

それでは、通告にしたがいまして「一般質問」をさせていただきます。

気象温暖化に伴う異常気象により、近年の線状降水帯が特に豪雨、水害、土砂災害などを引き起こしている。島の安全と防災については、喫緊の課題です。

自分たちの命は自分で守るという「自主防災」あるいは、この地域の自主防災組織は非常時においては即時即応ということで、地域をよく知っているからこそ「細やかな対応ができる」、現場の近くにいるからこそできる「迅速な対応ができる」というメリットを持っています。小さな隠岐だからこそできると思います。

日常時においては隣保共同ということで、「顔の見える関係を通して支えあう絆を育むことができる、地域密着の取り組みを通して、安心できる環境を創ることができる」というメリットを生かしつつ、コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など「公助」の限界をカバーしなければと思われる。

高齢者・独居・障がい者・乳幼児については、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援も必要です。行政ができること、地域が行なうこと、役割分担が必要だと思えます。

このため、本町、関係機関などが連携しさまざまな状況を想定した訓練をすべきと思われる。また、島前3町村による水害・土砂災害に関する「減災対策協議会」があります。この構成に松江地方気象台長・隠岐支庁長・県土整備局長が含まれています。今後、いつ今までにない大きな災害が発生するか分からないが、災害時の相互支援体制を一層強くしていくことを視野に入れながら島前3町村との協議会に入れたいものか。

そこで、本町の災害に対して普段からの備えを三点お伺いしたいと思います。

一、防災、減災の強化について。二、各種の防災訓練について。三、迅速な復旧、復旧支援について伺います。以上、よろしくお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、菊地議員の「線状降水帯による豪雨・水害・土砂災害等の防災対策、支援」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「防災、減災の強化」についてであります。議員仰せのとおり、全国各地で豪雨による大規模災害が頻発しており、非常時における安全確保には即時対応可能な自主防災組織は極めて有効であり、これらの維持、充実が防災行政の大きな課題であると認識しております。

また、避難という観点においても、自分の身を守る行動が重要であり、一人ひとりが防災意識を高めることがとても大切な事であると思っておりますので、地区防災訓練の開催支援や防災講演会等の開催を通じ「防災意識の向上」が図れるよう取り組んでまいります。

次に二点目の、「各種の防災訓練」についてであります。関係機関と連携し様々な状況を想定し訓練することは、迅速な災害対応のためにも重要であります。

先ほども申し上げましたとおり、地区防災訓練の支援をはじめ、今後は「島根県・隠岐の島町総合防災訓練」など、住民参加を意識した訓練も計画しております。

次に三点目の、「迅速な復旧、復旧支援」についてであります。日常生活を取り戻すためには、国、島根県をはじめ、町の取り組みが急がれることは言うまでもありません。

本町といたしましては、まずは住宅を中心に、被害状況を把握し、居住ができない住宅にお住まいの方には仮住まいを準備するとともに、大規模な住宅損壊につきましては「被災者生活再建支援金支給事業」による支援を予定しているところであります。また、住宅に流入した土砂の撤去を支援し、災害ごみにつきましては、町が責任を持って処分することとしているところでありまして、今後、早期の復旧が図れるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（ 菊 地 政 文 ）

非常に地域目線で、私は40数年前にIターンで入ってきましたが地域で「子供会」結成したり、「連絡協議会」つくったり、公民館活動で「青年学級」をやったり、非常に教育委員会はもとよりいろんなことに行政から力をお借りして、その経験があるものですから、住民目線でこの「防災」に対しては、自分でやらなければいけないこと、地域でやらなくてはいけないことを常に考えていまして、後ろに傍聴に来られている方々も高齢の方々もおられますが、その方々や小さな子どもたちも大事にしながら「自主防災」を頑張っていきたいと思っている次第です。

再質問はございません。最後に私が言いたいことは、町長はもちろん、役場の全ての職員の皆さんが隠岐の島の防災に向けて戦う姿勢をもっと強く欲しいと思います。改めて、私も家に帰れば“地域人”であります。皆さんもそうです。普段から地域のことを考えていただいて、頑張っていたきたいと思います。自主防災のしくみ作りを、町と関係機関でつくり、各地域に落とし込みが必要だと思えます。早急に「地域防災マニュアル」を作成していただければ幸いと思ひ、私の一般質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、菊地 政文 議員の一般質問を終わります。

次に、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

通告にしたがいまして、「防災」について質問いたします。

本町では、昨年、今年と50年に一度と言われる豪雨により、人命に関する被害はなかったものの、各地でがけ崩れや浸水被害など甚大な被害が発生し、今もその対応に追われています。

各地域の被害状況を見て回りましたが、個人的には現代の気象規模に各種インフラの設計がもはや追いついていないのではないかと感じました。銚子ダムでは2年連続で貯水できる

最高の水位を超える越流が発生し、八尾川流域の住民の皆さんは大きな恐怖と不安を感じ、また各地域でも河川や砂防ダムなどへの不安について耳にしました。

平成30年には国で「国土強靱化基本計画」が閣議決定されていますが、本町においてもこれまで被害を受けた場所の復旧を急ぐのに併せ、本町の災害に対する「強靱化」の検討と関係機関との協議が必要ではないかと考えています。

そこで、町長に二点質問いたします。

一点目、令和2年、令和3年の災害を受けて、町内のインフラについてどのように評価していますでしょうか。

二点目、防災に繋がる町内の各種インフラの強化、特に銚子ダムについては貯水量の拡張などを町として県に対し要望・協議する必要があると思うが、町長の考えはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾議員の「防災」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「令和2年、令和3年の豪雨災害を受けて、町内のインフラに対する評価」についてであります。議員仰せのとおり、本町では2年続けて50年に一度の大雨により道路の冠水、河川の氾濫、土砂崩れなどの甚大な被害に見舞われ、現在、その災害復旧に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

「インフラの評価」についてであります。私も議員ご指摘のとおり、従来の基準により整備されたインフラの中には近年の異常気象に対応しきれないものもあると考えております。

次に二点目の、「防災に繋がる各種インフラの強化の検討・協議の必要性」についてであります。各種インフラの強靱化につきましては、原因の検証を行い、再度災害防止を念頭に置きながら計画的に実施してまいります。

また、銚子ダムの貯水量の拡張についてであります。現在の銚子ダムは、洪水対策及び水道の安定給水、また干ばつからの農業用水確保のために建設され、平成12年3月に竣工いたしました。現在の貯水容量につきましては、昭和15年から平成3年までの雨を分析して、24時間雨量230mmを想定し算定しているとのことであります。これに対しまして、昨年は、24時間で365mm、本年は2日間で510mmの雨量となったことが2年連続で越流が発生した原因と思われる。県も本年度、越流に対する分析・ダム諸元の妥当性を検証すると伺っており、越流対策を講じていただくよう県に対しまして、強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（西尾 幸太郎）

先日、県知事が県内の被災状況を見てまわって、隠岐地域の方も来られました。その所感について直接伺う機会がありましたが、その時に知事は、県全体を視野にいたした対策の必要性についてはおっしゃっておられたのですが、それを聞いて、知事としては当然、マクロな視点で「県全体の対策が必要」だと感じるのは当然だと思うのですが、やはり、本町における国や県の管理している施設についても、本町が主体的に住民の生命、財産を守る視点に立って「要望活動」を行なって行かなければならないなと感じました。

町長の答弁では、インフラの強化についても計画的に実施をすると。銚子ダム of 拡張についても強く要望していくということでしたので、そういった面ではしっかりと対応していただきたいという風に感じております。

再質問ですが、一点ありまして、町の防災については昨年策定されました「隠岐の島町国土強靱化地域計画」、平成26年に策定されました「隠岐の島町地域防災計画」の2つの計画で対応していくのかという風にも感じております。

「強靱化地域計画」については昨年策定されて、別冊の方でもどういった事業が必要なのかというのは詳細にリストアップされていますので、それはしっかりと対応していただきたいと思うのですが、「地域防災計画」に関しては、策定から7年が経っておりまして、全面見直しとまでは言いませんが、やはり部分的にはもう少し肉付けをしたほうがいいのかという部分もありますし、ここはもう少し改訂したほうがいいのかという部分もありました。

先ほど触れた、各種関連機関へ防災に関する「重点要望」についても、「地域防災計画」の中で謳っていく必要があるのではないかという風にも感じておりますが、町長の見解を少し聞かせていただければと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問で「地域防災計画」策定以降7年も経過している、改めて見直すべきではなかというご質問です。確かに、この2か年の我が町だけでも「未曾有」とか「想定外」とか「50年に一度」とか、こういったことが言えないような、予想がつかいような状況が異常気象で発生しているという風に、私も理解しています。

その中で「地域防災計画」の見直しをすべき、という質問でございますが、現在、「地域防災計画」を2か年で策定することとし、今、「地域防災計画」を発注したということです。来年度中には見直しをした、新たな「地域防災計画」、議員ご指摘の部分も含め、先ほど申し上げました「想定外」とか「未曾有」とかいうのではなく、異常気象に対応できる「地域防災

計画」の策定に向けて、取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思
います。

○9番（西尾 幸太郎）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

ここで、皆様にお諮りします。

本日の会議を午後6時まで時間延長したいと思います。

これに、ご異議がありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

最後に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田 芳樹）

それでは、質問をさせていただきます。

まず一点目、「山林の固定資産税減免措置は取れるか否か」についてです。

1項目めです、生産森林組合などの集落単位の共有林では固定資産税負担に耐えられずに、
所有権までも手放そうという団体が発生していますが、これに対して税の減免措置は取れる
か否かについて伺いたいと思います。

そもそも山林の固定資産税は、公示価格の70%で課税標準額を設定した上で1.4%の税額
となっております、固定資産税の中では非常に低く課税されているが、それさえ山林からの
利益が発生しない現状からして負担が困難になっている団体が発生するというわけでござい
ます。

公示価格は、一般的に国土交通省の審議会のひとつである「土地鑑定委員会」によって決
定されるとなっておりますが、土地の中でも山林の1筆ごとの態様は千差万別であって個
別評価は困難なことであります。隠岐の島町内の山林地目の中には岩ばかり、シダばかり、
で立木の無い無価値な山林面積が相当あります。その部分の区別は不可能であります。

森林とは、「固定資産概要調書」から放牧林地を除いた面積とされているが、森林生産活動
ができない岩山、シダ山、は森林面積に含まれたままになっている現状です。この利益の発
生しない面積に課税することは一般的な徴税趣旨から逸脱しているのではないかとさえ、思
ってしまいます。

山林は、有用価値のある立木があつてその伐採で利益をもたらしてくれるから、一般論的に課税対象物と考えた時には、行政サービスに対する負担として「固定資産税」という名目で課税対象とされるはずですが。しかし、木材の素材価格が破格に下落している現状と山林を所有しての収支状況をみれば、山林所有者に利益はもたらされていないのであります。松くい虫で立木が枯失したり、住宅建築様式の変化で松の桁や弓梁を使う在来工法は衰退してしまつております。国産木材の需要は、安価な杉の合板素材に偏向している状態でありま

す。戦後植林した50年から60年生の杉を伐採しても再造林ができないから、「補助金」で苗木代、植林作業賃、5年間の下刈り保育作業賃を賄ってもらい植林をしている現状であります。60年間サイクルで「補助金」を受けながら伐採、造林を繰り返しても、その間の「固定資産税」や「育成費」を通算すれば山林所有者の手元には全く利益は残りません。

林業を営む事業者には、幾重にもなります手厚い「補助金制度」が施されており、やりよ

うによっては林業事業者は、社会的な雇用機会の維持に貢献しながら自己利益を得ることが

できますが、一方の山林所有者はかつてのような利益を得ることは到底できません。

島内人口の減少や住宅建築様式の変化とともに、山林は経済的価値を失っているのであり

ます。山林を所有する意義は、経済活動の対象ではなくなつてしまい、森林浴をしたいから

とか森の立木が好きだからとか、他人から侵害されずに山林を所有できるから、という自己

満足の対象に変化してしまつたかのようにございます。

収益が発生するから、行政サービスの負担金として「固定資産税」が課税されるのだと思

うのですが、山林所有者にはもう利益は発生しておりませんので、課税対象から除外しても

よさそうな現状下にあると思われま

す。国の税制、自治体財政上の財源確保の観点、そして

租税法律主義の制約から全免はできないとしても、町条例で山林の「固定資産税」の減免は

できるはずではあるかと思

います。

つまり、生産森林組合などの集落単位の共有林では見合う利益が得られないので、固定資

産税負担に耐えられず、仕方なく所有権までも手放そうという趨勢になつてい

るので、地区の存続基盤になつてい

る地域共有林に限って減免措置は検討してみる時期にきて

いるのではないか。地域の保安林の役目も果たしている地域共有林を保持させるために、そ

のような団体の「山林固定資産税」の減免措置は取れるか否かについてお伺いをいたします。

2項目、固定資産税の負担に耐えかねて、町有林への買い取り要望が多く発生してくるの

ではないかと、私は思うのですが、「町有林買い取りの制度」と実績、実態はどうなつてい

るのかについてです。

一例として、350町歩の山林を所有する生産森林組合が長期間毎年35万円余の「固定資産税」を払い続けて留保金が底を尽き、見合う収益も出ず、地域も限界集落と化してきて、岩山やシダ山が大部分を占める広大な山林を所持し続ける将来見込みが失せてしまっているわけです。そして、全て一括で売却することを組合員で決議したという事例が発生いたしました。ただ、共同所有権者の代がわり相続登記をしていないので、所有権移転登記はできないという現実でもあります。すでに同様の例が、数箇所聞いておりますが、今後、状況は増加するのではないかと思います。団体の「留保金」が無くなれば共有権者が分担して「固定資産税」を払わざるを得ないわけですが、それでは負担したくないから手放してしまいたい。「国立公園」の領域だか、町に買い取って貰いたい、となってしまうのではないだろうかと思えます。

国土利用計画、隠岐の島町計画「森林」という所を見ますと、「森林は林業生産活動の場であると同時に、地球環境保全、町土保全、水源涵養^{かんよう}などの機能に加えて、保養、観光、レクリエーション、野生動植物生息地などの要素を有し、多様な公益的役割を担っています。適正な森林の維持管理と治山対策の実施により、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう環境保全に努めます。また、里山の荒廃を防ぎつつ、森林の有する豊かな資源を活用し、竹林、雑木などを活用した木質バイオマス等の有効利用を促進します。」と示されています。

「山林固定資産税」の免除を受けるには、洪水などの災害防止や公益的目的のために保安林指定を受けるのもひとつの方法ではあるが、これは保安林となると伐採制限がともなって、林業振興の妨げにはなるであらうでしょう。民有保安林は目的ごとの17種類があるとされておりますが、島内全域で広大な面積に及べば民有保安林指定は可能かどうか。その指定申請手順はどうなるのか。また、今後、山林の「固定資産税」の負担に耐えかねて町に向けて買い取り要望が多く発生してくるのではないかと、と思われるが、どう対処したものかと危惧されます。

一般的に「自治体条例」では、市街化区域や市街化調整区域の近隣の樹林地を緑地保全区域として「固定資産税」を減免したり、一定の要件に合う山林の買い取りが許されております。本町の「町有林買い取り制度」と実績実態はどのようになっているのか、お伺いします。以上、2項目について、町長のご見解をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「山林の固定資産税減免措置」についてのご質問に

お答えします。

まず一点目の、「集落単位の共有林に対する固定資産税の減免措置」についてであります。 「固定資産税」は地方税法及び本町の税条例の規定に基づき、原則として登記簿に所有者として登記されている方に対し課税しているところでございます。

議員仰せの、「収益が発生するから行政サービスの負担金として固定資産税が課税される」ものではないことを、ご理解いただきたいと思っております。

その上で、地域共有林に限って固定資産税の減免措置を検討することにつきましては、島根県が主にその指定の権限を有しております保安林として指定されていることが確認できましたら、地方税法の規定に基づき非課税措置をとらせていただきます。また、そうでない場合は、公平な税負担の観点から、ほかの納税者の皆様と同様に課税対象とさせていただいており、今後につきましてもそのように考えているところでございます。

次に二点目の、「町有林の買い取り制度と実績実態」についてであります。公共事業の実施に必要と判断した土地につきましては、土地の買い取りを行なっておりますが、それ以外の理由で土地を買い取る制度はございません。

なお、土地の所有者から寄附を採納する場合がございますが、その際には、本町で定めております「寄附採納事務処理要領」に基づき、採納の可否を審査しているところであります。採納後の維持管理に関する財政負担を考慮いたしますと、申し出があったすべての土地を採納することは困難でありますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○12番（前田芳樹）

私が言ったのは、収益が発生するから行政サービスの負担金として、固定資産税が課税されるということを言ったつもりではなくて、収益が発生するものが課税対象になるのだという町税理念を言ったところだったのです。

それはいいとして、地域の保安林として役割を果たしている集落単位の共有林です。法人格を持った共有林、これは「山林固定資産税」の免除を受けなければ存続ができない現状があるわけですから。免除を受けるには、保安林指定を受けるしかないということは、再認識をしたところであります。事態が絶えず変化しておりますので、そしていろんな要素を含んでいると思いますので、後は次の機会に何うこととして次に進みます。

二点目にまいります、「町道沿線の雑木伐倒・除草と小河川河床の木竹伐採・堆積土砂撤去」についてでございます。

町道沿線の道路管理区域内の雑木伐倒をして、常日頃から見通し良く整備管理をしておく

べきではないかということについてです。

町道沿線の管理が疎^{おろそ}かになっていると想われます。8月の台風9号では町道久見20号線区間の道路沿線の雑木が電話線やテレビ線に倒れかかり被害が出ました。この区間には令和3年度当初予算で50万円の伐倒費用がようやく措置されたが作業が未施工でありました。

漁港関連道経由で北方に至る全区間で沿道の雑木が道路の視界を妨げ、さらには道路上空に覆いかぶさる状態になった箇所もあるが伐倒されずに管理責任が果たされていないのであります。島内全域の町道で、同様の状態の箇所が他にもあるのではないかと感じてしまいます。

本庁から支所への業務連絡の上位下達をより円滑になさしめて、権限移譲を促進し、怠り無く地域住民のために生活道路を整備しておくことはいまでもありません。また、観光立島を標榜しているのでありますから、島一円の町道沿線の整備監理は最初に求められているはずであります。

町道の管理区域は、常日頃からパトロールをし、沿道の雑木を伐倒しながら道路の見通しを良く整備しておくべきではありませんか、伺います。

二項目、町道沿線の除草は7月中旬頃までにはしておくべきではないか。についてです。

この町道沿線区間の除草は未だに施工されていません。ウルトラマラソンがある年には6月に除草していたが、ウルトラマラソン中止と同時に除草が疎^{おろそ}かになっています。町道は、地域住民の生活道路であるのに放置している状態でもあります。夏草が道路を覆い幅員が狭くなっているのに、住民から指摘要求が無い限り除草をしない、これではいけません。

このような小額小規模な事業を本庁に逐一伺いを立てなければならないという中央集権を改めて、支所が域内の請負業者たちと協議しながら「随意契約」でも、迅速に対応できるよう権限移譲してもよいのではないか。

町道沿線の除草は、夏草が沿道を覆い始める7月中旬頃までには、住民が黙っていても管理者である町がするべきではないでしょうか。

三項目、数年に一度は小河川河床の木竹を伐採、堆積土砂撤去を島根県に要請するべきではないかについてです。日頃から河川管理が疎^{おろそ}かになっているから、久見川では大雨のたびに洪水が発生して伊勢命神社前の道路が毎回冠水して通行不能になります。今回の台風9号では神社境内の社務所と神楽殿が床下浸水し、神社前の町道も路肩が侵食され崩壊しました。その箇所の直近の河川上流域の河床に、竹林が繁り柳の木が大きくなって水流を妨げて洪水をひき起こしているのです。この箇所は3年前に県土整備局の担当者に来ていただいて、

見てもらい伐採を「要望」していましたが放置されたままになっているわけです。

また、河口から上流へ約 200mの河川が直角に曲折した箇所では、大量の土砂が堆積して水流の抜けを阻害しています。近年の雨量の増加も洪水の一因でございますが、普段の河川管理に問題が無きにしても有らずと映るのであります。

島内全域の河川の管理者である島根県が対応するべきことではあるが、県は町からの「要望」を受けて動くのが基本スタンスだと県から聞いたことがあります。町から県に対して、日頃から島内全域の小河川もパトロールして、水流を妨げている河床の木竹の伐採や堆積土砂の撤去をそれぞれ数年に一度はしておくよう、要請しておくべきではないでしょうか。

以上、三項目について、町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目、「町道沿線の雑木伐採・除草と小河川河床の木竹伐採・堆積土砂撤去」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「町道沿線の道路管理区域内の雑木伐倒をして常日頃から見通し良く整備管理をしておくべきではないか」とのご指摘についてであります。町道のパトロールにつきましては年3回、管内ごとに本庁、支所において作業分担により実施をしており、景観及び通行の支障をそこないます立木があった場合には、環境整備員又は業務委託により対応しているところでございます。

今後も引き続き、限られた予算の範囲の中で、本庁と支所とで連携しながら、適切な町道管理に努めてまいりたいと考えております。

次に二点目の、「町道沿線の除草は7月中旬頃までにはしておくべきではないか」とのご指摘についてであります。議員仰せのとおり、新型コロナウイルス感染拡大によりウルトラマラソンが中止となった昨年より除草作業をお盆の帰省に合わせた時期で実施しておりましたが、本年度は、災害復旧を優先しましたことからお盆までの作業完了ができませんでした。来年度以降につきましては、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

次に三点目の、「数年に一度は小河川河床の木竹を伐採・堆積土砂撤去を島根県に要請するべきではないか」とのご指摘についてであります。県土整備局管理課による月1回の河川パトロールや町からの要望に対し、木竹の伐採につきましては、水流を大きく阻害する箇所を、堆積土砂につきましては、河川断面の3割以上が堆積している箇所を、それぞれ優先順位をつけて随時実施していると伺っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

5.5m幅員の道路が4m状態になっているわけですよ。そして上には雑木が覆いかぶさり、これはずっと放置されている。こういうことはパトロールをしていれば分かることですので、今後の状況を、実態を観察しながら必要な指摘は続けて行かざるを得ないなと思いますが、後は次の機会に委ねることとして終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明後日9月24日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 16時50分 ）

以 下 余 白